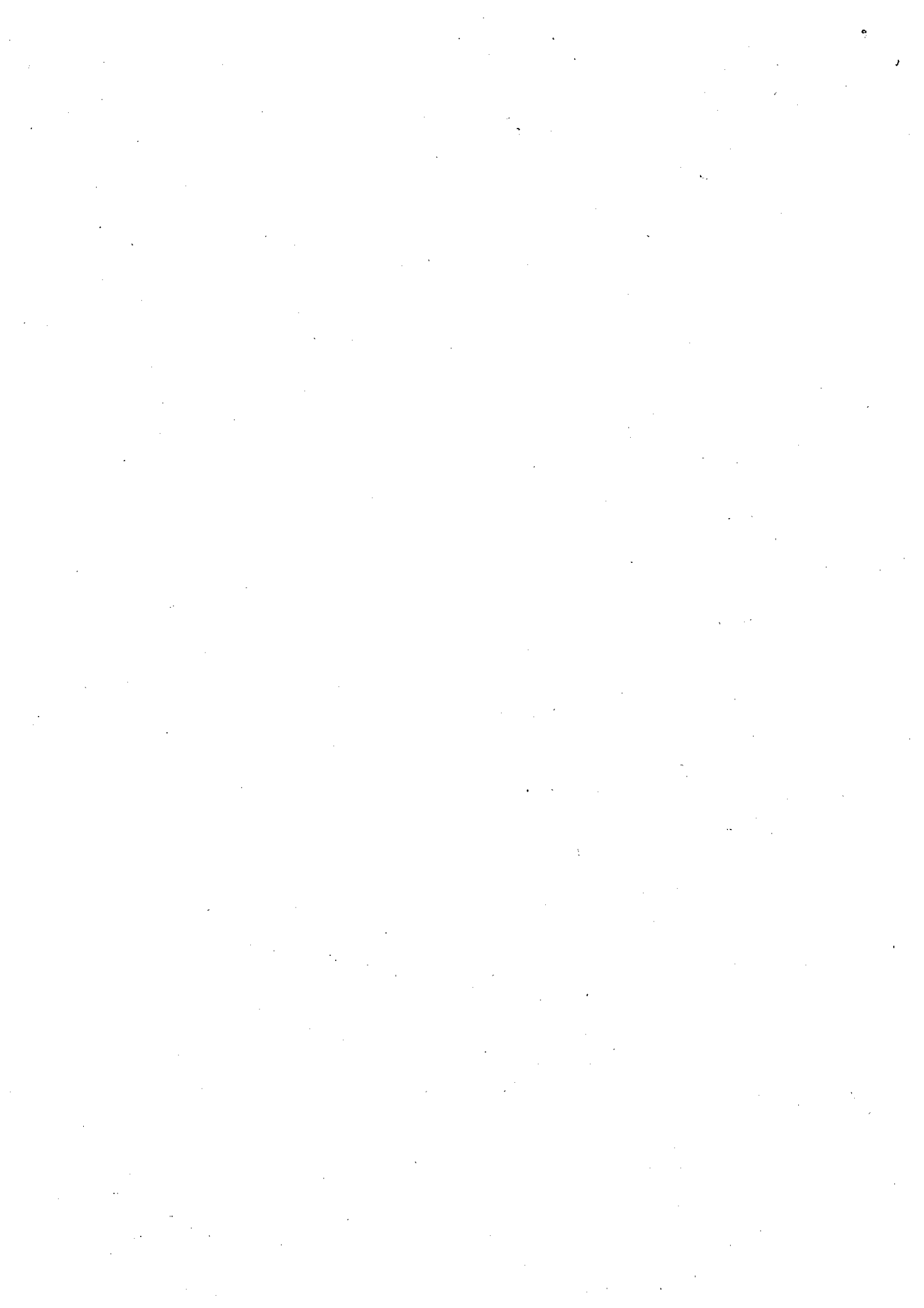


平成 27 年度  
地域医療介護総合確保基金事業  
(医療分) 個票



平成27年度 地域医療介護総合確保基金事業 個票目次

事業番号	事業名	事業の概要	参考資料
<b>I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</b>			
1	病床機能分化・連携を推進するための基盤整備事業（地域包括ケア病床・緩和ケア病床への転換）	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。	あり
2	がん診療施設設備整備事業	医療機関に対し、がんの医療機器（マンモグラフィ・内視鏡・エコー等）の整備に伴う設備整備費に対し支援する。	
3	在宅歯科医療機器整備事業	在宅歯科医療実施のために必要な機器（在宅歯科医療機器（在宅訪問歯科診療専用パッケージ、訪問歯科診療支援ポータブルシステム、ポータブルレントゲン機器、訪問歯科（居家用）水流式歯ブラシ）を各地区の実情に応じて整備する。	
4	精神科病院への機器整備事業	一般救急病院において一定の処置を終えた患者を身体合併症支援病院（新設）が受入れた際に、院内において必要な検査等を行うためのハード面の整備に対する補助を行う。	
5	地域医療機関 ICT 連携整備事業	地域診療情報ネットワークの導入や拡大によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。地域診療情報ネットワークの導入や拡充に必要な機器整備、工事費等の初期経費を支援する。	あり
6	救急搬送・受入体制強化システム改修事業	救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難になっている患者の受入れ体制強化に向けて、救急・災害医療情報システム及びORION（救急搬送・情報収集・集計分析システム）の改修を行う。	
7	地域救急医療システム推進事業	高齢化の進展や疾病構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、二次救急医療を支える人材を確保するため、救急研修拠点施設を中心に、医師の救急初期診療能力の資質向上を図る体制を立ち上げる。（H27-28 2ヶ年事業）	
8	訪問看護ネットワーク事業（訪問看護ステーションの機能強化に向けた設備整備等）	複数の訪問看護ステーションや訪問看護と介護、医療機関等が相互に連携する事業を支援・強化することにより、訪問看護の安定的な供給を実現し、もって訪問看護サービスの向上を図ることを目的とする。	
<b>II 居宅等における医療の提供に関する事業</b>			
9	在宅医療推進事業	これまでの多職種連携の体制を活用しながら、質の高い在宅医療の供給を拡充するため、コーディネータを配置する地区医師会に対し、その経費を補助する。	あり
10	在宅医療推進協議会運営事業	地域の実情に応じた在宅医療の推進方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。	
11	在宅歯科医療連携体制推進事業	在宅歯科ケアステーション（在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口）の府内各地域への設置を推進する。なお、現在、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、地域の実情に応じて歯科との連携に関する在宅医療関係者向けの研修会や地区内での人材育成のための研修会等を実施し、地域における在宅歯科診療連携の底上げを図る。	あり
12	摂食嚥下障害対応可能な歯科医療従事者育成事業	摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者を養成するため、摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法についての実地研修に係る経費に対し補助する。	
13	歯科衛生士の人材育成事業（歯科）	地域における在宅歯科医療や在宅での口腔ケアに関する知識、技術を有する歯科衛生士の人材育成のための研修会開催に係る経費を補助する。	
14	CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成事業	CAD/CAMを使用した歯科技工の知識及び技術を習得させるとともに、最新の歯科技工に対応できる歯科技工士の育成のための研修会に係る経費に対し補助する。	
15	無菌調剤対応薬剤師の育成事業	薬局・薬剤師への無菌調剤に係る研修を実施することにより、無菌調剤薬局の共同利用や地域の基幹薬局での無菌調剤の実施を促し、在宅医療（薬剤）受入体制整備を推進する。	
16	精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業	精神保健福祉法の改正で法的に位置付けられた「退院支援委員会」に、病院側が招聘した関係機関へ支払う旅費や報償費等を補助することで、地域事業者等の参画促進を図り、退院支援を推進する。	あり
17	精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業	精神科病院の看護師向けに身体合併症患者の看護についての研修（実地研修中心）を実施するとともに、一般科救急病院の看護師向けに精神疾患についての研修を行い、府内の合併症対応力の向上を図る。	あり

事業番号	事業名	事業の概要	参考資料
18	一般救急病院への精神科コンサル事業等	身体合併症支援病院において、輪番時に身体科サポート医が対応する体制を整備する。また、一般救急病院に対して精神科的なコンサルテーションを行う体制を確保する。	あり
19	一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業	既に精神疾患(認知症等を含む)の医療について個々の医療機関(病院・診療所)での連携を進めている地域をモデル地域とし、それぞれの地域特性に応じた形で、個々の医療機関同士のつながりから、ネットワークへと広げ、地域での医療連携体制の整備を進める。	あり
20	認知症早期医療支援モデル事業	認知症の早期診断・早期対応を行い、認知症患者の重症化予防につなげるために、ネットワークの構築や訪問チーム活動などの編成等、医療介護連携体制のモデル的取組を支援し、他の地域での取組に広げる。	あり
21	未治療者等へのアウトリーチ拠点整備事業	未治療者等へのアウトリーチ体制を整備していくために、大阪府がネットワークを構築するとともに、府立精神医療センターに訪問支援チームを整備し、集積した知見を府内に還元することで、府内全体の支援力向上を図る。	あり
22	訪問看護師確保定着支援事業	在宅医療・介護サービスの提供体制の充実、安定的な供給を図るための、訪問看護師の人材確保や資質向上、定着支援に関連する業務の委託及び補助を行う。	あり
23	小児のかかりつけ医育成事業	かかりつけ医育成のために、地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を医師会に委託して実施する。また、研修に必要な物品を購入する。	
24	糖尿病医療連携推進事業	糖尿病医療連携体制を構築するため、医療機関を対象とする調査の実施により、地域の医療体制の課題等を把握し、「糖尿病医療連携体制を構築するためのガイド」を作成する。また、糖尿病医療連携にかかわるスタッフの養成を目的に研修会の開催、周知、広報等を行う。	
25	難病患者在宅医療支援事業	難病患者が地域の医療関係機関による治療とケアを受け、安心して在宅による療養生活が続けられるように、難病専門病院が地域診療所・病院等と連携して、在宅における難病診療等を支援し、在宅医療を推進する。	
26	在宅療養における栄養ケア事業	在宅療養者の食生活改善等に資するため、市町村、地域の医療機関、訪問看護ステーション、地域の管理栄養士、市町村食生活改善推進協議会等による連絡会議等において地域で栄養ケアを実施するための必要な検討を行い、在宅療養における栄養ケア体制の連携推進を図るとともに、在宅栄養ケアスタッフ研修会の開催及び各地域での在宅療養者への栄養ケアサービスをモデル実施する。	
27	緩和医療の普及促進等事業	がん患者・家族の苦痛の軽減と質の高い療養生活を送ることができるよう、治療の初期段階から切れ目のない緩和医療を提供するため、患者・家族への緩和医療の正しい知識の普及事業及び緩和医療に携わる医療従事者への研修など人材養成等の事業に対し補助する。	
28	HIV感染者の多様な医療ニーズに対応できる在宅等地域医療体制構築事業	特に患者の負担が大きく体制構築に急務を要する透析医療機関等でHIV感染者の診療が可能な医療機関(協力医療機関)を把握する。協力医療機関へ研修を実施するとともに、ネットワーク化を行い、拠点病院の主治医等からの紹介依頼に対応できる体制を整備する。協力医療機関、拠点病院等との連絡会議を開催しネットワークのスムーズな運用を図る。	あり
<b>Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業</b>			
29	医療勤務環境改善支援センター運営事業	医療機関の勤務環境改善を促進するため大阪府医療勤務環境改善支援センターを大阪府私立病院協会内に設置し、先進事例の情報収集や経営・勤務環境に関する調査分析、個別支援・フォローアップ、勤務環境改善マネジメントシステム手引書の周知等の事業を行う。	あり
30	医師等の勤務環境改善のための医師事務作業補助者(医療クラーク)の整備	医師等の勤務環境改善のための特定機能病院の医師事務作業補助者(医療クラーク)の整備に対し、補助を通じて効果検証、普及を図る。	
31	病院内保育所施設整備費補助事業	看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整え、その定着を図るための、府内病院、診療所における病院内保育所の新築、増改築又は改修等に要する費用や看護士宿舎及びナースステーション等の看護士勤務環境改善施設整備に要する費用に対し補助する。	
32	病院内保育所運営費補助事業	夜勤等で一般の保育所を利用できない看護士等が安心・継続して仕事を続けることができ、看護職員をはじめとする医療従事者の定着が図られるようにするための、医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の運営に要する保育士等の人件費等に対し補助する。※補助対象を国立立まで拡充するとともに、新たに近隣の院内保育所がない病院の乳幼児を預かった場合の加算措置を実施。	
33	地域医療支援センター運営事業	地域医療支援センター(大阪府医療人キャリアセンター)を運営し、地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながら、地域や診療科間のバランスのとれた医師確保を推進する。	

事業番号	事業名	事業の概要	参考資料
34	地域医療確保修学資金等貸与事業	周産期や救急医療などに携わる医師の確保が非常に困難となっている現状に対応するため、これらの医療分野を志望する医学生に対し修学資金等を貸与し、将来的にこれらの分野で勤務する医師を確保する。	
35	産科小児科担当医等手当導入促進事業	産科や小児科（新生児）の医師等に対して分娩手当、研修医手当、新生児担当手当を支給することにより、処遇の改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師確保を図る。	
36	精神科救急医育成事業	初期研修中および後期研修中などの若い医師向けに精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急にたずさわる医師の育成を行う。	あり
37	女性医師等就労環境改善事業	「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する医療機関に対し、必要となる代替医師の人件費や研修経費を補助する。	
38	新人看護職員研修事業	看護の質の向上及び離職防止を図ることを目的に、病院等が新人看護職員等に基本的な実践能力を獲得させるための研修に要する費用や看護職員の養成に携わる者、看護師等養成所の実習施設で実習指導者の任ある者に必要な知識・技術を修得させるための講習会の委託及び事業の実施に要する費用に対し補助する。	
39	看護師等養成所運営費補助事業	保健師、助産師、看護師養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策の推進のための、養成所運営費に係る経費の一部に対し国公立病院にまで拡充し補助する。	
40	ナースセンター事業・総合ICT化事業	看護職員の養成・確保と資質の向上を促進し、保健医療に対する府民ニーズの複雑多様化、看護職員の需要増などに対応するための、ナースセンターで行う無料職業紹介や各種講習会の開催等、潜在看護職員の復職支援に必要な経費及び看護職員等の人材確保、定着に向け、省力化・効率化を図るための、総合的なICT化推進に必要な経費に対し補助する。	
41	小児救急電話相談事業	夜間の子どもの急病時、保護者等からの「受診の目安」や「家庭での対処法」などの相談に、小児科医の支援体制のもと、看護師が対応する。	あり
42	小児救急医療支援事業	休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を輪番等により確保する市町村に対し、当該体制確保のための運営費を補助する。	あり
43	救急搬送患者受入促進事業	救急隊が搬送先の選定に難渋する患者の受入を促進し、救急搬送受入の維持・向上を図るため搬送受入に協力する医療機関に対し、経費の一部を補助する。	あり
44	災害医療体制確保充実事業	救急・災害医療に不慣れな医師、看護師等を対象にトリアージや応急処置といった災害医療の基礎知識を習得するために研修を実施。	あり
45	特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業	休日・夜間における特定科目（眼科・耳鼻咽喉科）の二次救急医療体制を確保するため、大阪市中央急病診療所の後送病院としての受入病院を輪番で確保する。	あり
46	医療対策協議会運営事業	地域救急医療、災害医療、周産期医療及び小児救急を含む小児医療等の医療従事者の確保及びその他大阪府において必要な医療の確保に関する施策について調査審議する医療対策協議会を設置・運営する。	
47	治験ネットワーク機能構築事業	窓口機能の強化や臨床研究コーディネータ養成など、大阪の高いポテンシャルを活かした治験ネットワーク機能を構築する。	

〔参考〕平成26年度基金計画に複数年度事業として計上し、平成27年度に実施する事業

事業区分	事業名	事業の概要	別添 (補足資料)
I H26 (2)	がん医療提供体制等充実強化事業	圏域内での地域連携クリティカルパス運用や在宅緩和医療を含む緩和医療提供体制等を構築するために各圏域に設置している「がん医療ネットワーク協議会」の運営や活動に必要な経費を支援する。	
I H26 (4)	在宅医療介護ICT連携事業	市町村または地区医師会に対し、在宅医療を行う多職種が情報共有を図るためのシステム導入経費を補助する	あり
III H26 (36)	看護師等養成所施設整備事業	保健師、助産師、看護師養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策の推進のための、養成所施設整備費に係る経費の一部に対し国公立病院にまで拡充し補助する。	

事業 番号	事業名	事業の概要	参考資料
Ⅲ H26 (44)	ナースセンター事業・総合ICT化事業（H27計画事業再掲：40番）	看護職員の養成・確保と資質の向上を促進し、保健医療に対する府民ニーズの複雑多様化、看護職員の需要増などに対応するための、ナースセンターで行う無料職業紹介や各種講習会の開催等、潜在看護職員の復職支援に必要な経費及び看護職員等の人材確保、定着に向け、省力化・効率化を図るための、総合的なICT化推進に必要な経費に対し補助する。	
Ⅲ H26 (45)	在宅歯科診療のための歯科衛生士養成支援事業（歯科衛生士養成所への施設・設備整備事業）	歯科衛生士の教育内容の充実、質の高い在宅歯科医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。主として、在宅歯科医療に特化した機器の購入に係る経費の一部を補助する。	

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
事業名	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業 【総事業費】 3,748,083千円
事業の対象となる医療機関	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域
事業の実施主体	府内各病院
事業の目標	・急性期の一般病棟7対1入院基本科病床から地域包括ケア病床等への転換に伴う施設改修への補助 【事業効果】 ・病床の機能分化
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
事業の内容	○事業目的 病床の機能分化・連携を推進するため、急性期の一般病棟7対1入院基本科病床から地域包括ケア病床等へ転換し、急性期病床や地域の診療所からの患者の受け入れを行うことができるようするため、病床の転換を行う。 ○概要 急性期の一般病棟7対1入院基本科病床から地域包括ケア病床等への転換。重症度、医療、看護の必要が高い患者を受け入れるための処置に必要な医療器具の整備、在宅復帰へ対応できるリハビリを行う場所の整備を行う。 ○内容 急性期の一般病棟7対1入院基本科病床から地域包括ケア病床等に転換するための改修等に対する補助 (療養病床から地域包括ケア病床又は緩和ケア病床に転換する場合は対象外) ○補助対象 急性期の一般病棟7対1入院基本科病床から地域包括ケア病床等に転換するため必要な改修工事費、備品購入費及び車両運搬具 ○執行方法 府内各病院へ補助
<参考>	～関係補助金 ①医療提供情報推進事業費補助金 (医学的リハビリテーション施設整備事業) ※補助対象者：公的団体のみ 基準額：1か所当たり10,800千円(補助率1/3) 補助対象：医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費 ②病床転換助成事業

※補助対象者：療養病床等を介護保険施設等へ転換させる医療機関  
基準額：改修…転換前の病床数に1床当たり500千円を乗じて得た額(補助率10/27)  
補助対象：療養病床等を介護保険施設等へ転換する為の改修工事費等

金額	総事業費	3,748,083千円	基金充当額(国費)	74,962千円
事業に要する費用の額	基金	832,907千円	における公民の別(注2)	757,945千円
	その他	416,454千円		
備考	1,249,301千円			

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	がん診療施設整備事業	【総事業費】 1,873,774千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>府内のがん診療施設が行うがんの医療機器及び臨床検査機器等の整備を実施</li> </ul> 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>がん医療体制の充実</li> <li>専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進</li> </ul>	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	○事業目的 がん患者数が増加する中、多様な患者のニーズや症状に応じ、入院・外来・在宅において切れ目のないがん医療が身近な地域において提供されなければならない。がん診療施設において、手術療法や放射線療法、化学療法等のがんの設備整備を充実させることで、質・量ともに府内のがん医療の水準向上を図り、がん診療施設を中心とした、訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関を含め、がん患者への切れ目のない地域医療連携体制の強化を行うことができる。このようことから、がん診療施設の機能を充実するため医療機器等の整備を支援し、在宅を含むがん医療提供体制の強化を図る。	
事業に要する費用の額	金額	総事業費 1,873,774(千円) 基金 158,830(千円) 国 79,415(千円) 都道府県 1,635,529(千円) その他 基金充当額(国費)における別公民の別 公 106,098(千円) 民 52,732(千円)
備考(注4)	238,245千円	

病床機能分化・連携を推進するための基盤整備事業

・平成27年度実績

病床機能の分化



急性期病床から回復期病床への転換・・・・・・ 119床  
(府域では160床)

・補助内容(対象、経費)を見直し(平成28年度から)

補助対象(急性期の一般病棟)		~27年度	28年度~
入院基本料病棟(看護配置基準)	7対1	7対1	10対1 13対1 15対1
転換先病棟	地域包括ケア病棟 緩和ケア病棟	地域包括ケア病棟 緩和ケア病棟	地域包括ケア病棟 緩和ケア病棟 回復期リハビリテーション病棟
補助経費(転換1床あたり上限額)			
備品購入費	50万円	50万円	50万円
改修工事費	50万円	50万円	333万3千円
新築・増設費	-	-	454万円



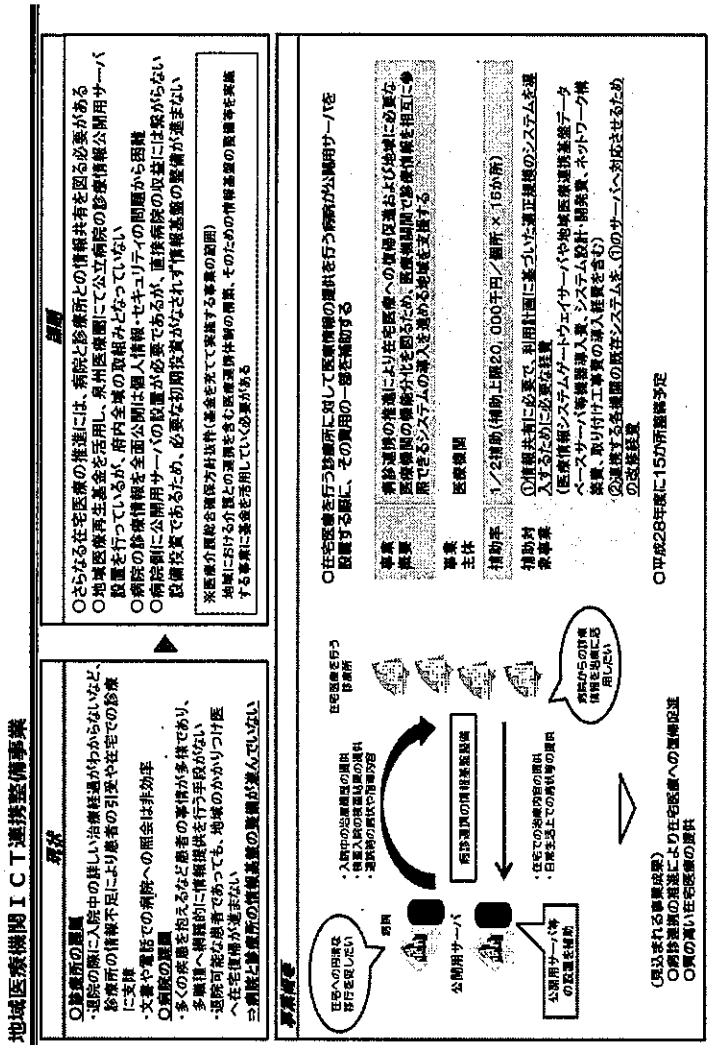
事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	在宅歯科医療機器整備事業	【総事業費】 278,350千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府歯科医師会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅訪問歯科診療用基本器材の整備として、在宅訪問歯科診療専用バックページを26台、訪問歯科診療支援ポータブルシステムを55台整備</li> <li>ポータブルレントゲン機器の整備として、ポータブルレントゲン機器を55台整備</li> </ul>	
事業の期間	<p>【事業効果】</p> <p>在宅歯科診療体制整備の推進</p> <p>平成27年4月1日～平成28年3月31日</p>	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>地域の実情に応じて、安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器を整備し、地域における在宅歯科医療の充実を図る。</p> <p>○概要</p> <p>安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器（在宅歯科医療機器（在宅訪問歯科診療専用バックページ、訪問歯科診療支援ポータブルシステム、ポータブルレントゲン機器、を各地区の実情に応じて整備する。</p> <p>※地域の実情を踏まえ、地区歯科医師会をA、B、Cに分類し、在宅歯科口腔ケアセッションを整備した地区（A地区）から中心に整備する。</p> <p>A地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区 他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区</p> <p>B地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区 他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区</p> <p>C地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区 他職種連携の取組み、また、在宅医療者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区</p>	

○執行方法 大阪府歯科医師会へ補助					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	278,350(千円)	基金充当額	0(千円)
	費用の別	基金	92,783(千円)	(国費) における 公民の別	92,783(千円) うち受給者等 (両欄) (千円)
		国	46,392(千円)		
		都道府県 その他	199,175(千円)		
備考	139,175千円				

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	一般科処置を行う精神科病院への機器整備事業	【総事業費】 31,500千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	精神科病床を有する医療機関	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併症支援病院(新設)が受入れた際に、院内において必要な検査を行うためのハード面の整備に対する補助</li> </ul> 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間休日における身体合併症患者への対応を推進</li> </ul>	
事業の期間	平成27年8月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	○事業目的 一般救急での一定の処置を終えた患者の受け入れや一旦受け入れた患者の急変時に一定の対応を行うためのハード整備を行うことで、夜間休日における身体合併症患者の支援を推進する。	
	○概要 一般救急病院において一定の処置を終えた患者を合併症支援病院(新設)が受入れた際に、院内において必要な検査を行うためのハード面の整備に対する補助を行う。	
	○執行方法 精神科病床を有する医療機関への補助	
事業に要する費用の額	金額	総事業費 31,500(千円) 基金 10,500(千円) 国 5,250(千円) 都道府県 15,750(千円) その他 基金充当額(国費) 10,500(千円) における うち委託事業等(特種)(注3) 公民の別(注2)
備考(注4)	15,750千円	

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	地域医療機関ICT連携整備事業	【総事業費】 600,000千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>15ヶ所の地域診療情報ネットワークの導入や拡充を支援</li> </ul> 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>病診連携の推進により在宅医療への復帰促進</li> </ul>	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	○事業目的 地域診療情報ネットワークの導入や拡大によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。	
	○概要 地域診療情報ネットワークの導入や拡充に必要な機器整備、工事費等の初期経費を支援する。	
	○内容 (対象) 医療機関 (箇所) H27:15ヶ所 (補助上限) 20,000千円/箇所 (経費) システム導入費(サーバー導入費、工事費等)、既存システム改修費 ※維持・管理費、端末代は対象としない。	
	○執行方法 医療機関へ補助	
事業に要する費用の額	金額	総事業費 600,000(千円) 基金 200,000(千円) 国 100,000(千円) 都道府県 300,000(千円) その他 基金充当額(国費) 200,000(千円) における うち委託事業等(特種)(注3) 公民の別(注2)
備考(注4)	300,000千円	

<b>1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</b> <b>救急搬送・受入体制強化システム改修事業</b> 【総事業費】 34,874千円	
事業の区分 事業名 事業の対象となる医療介護総合確保区域 事業の実施主体 事業の目標 【事業効果】 ・救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化 ・救急車が病院に到着するまでの時間短縮、救急医療体制の充実	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市内圏域 大阪府（エス・ティ・ティ・データ関西四へ委託）
事業の期間 事業の内容	平成27年4月1日～平成28年3月31日 ○事業目的 救急隊員の病院選びが困難となっている患者を受入れる病院への支援や救急隊の活動・病院の受入れ状況を分析・検証することで必要な人が速やかに救急医療を受けられる体制の構築を図る。 ○概要 救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難となっている患者の受入れ体制強化に向けて救急・災害医療情報システム及びFORION（救急搬送・情報収集・集計分析システム）の改修を行う。 ○執行方法 エス・ティ・ティ・データ関西四へ委託
事業に要する費用の種類	金額 基金 国 都道府県 その他
備考(※4)	34,874千円 基金充当額(国費)における公民の別(注2) 34,874(千円) 23,249(千円) 11,625(千円) 0(千円) 23,249(千円) うち委託事業等(附録)(注3) 23,249(千円)



事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業		
事業名	地域救急医療システム推進事業	【総事業費】 342,817千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域		
事業の実施主体	府内の医学部設置大学		
事業の目標	・救急研修拠点施設を中心とした研修等の運営 【事業効果】 ・医師の救急初期診療能力の向上		
事業の期間	平成27年4月1日～平成29年3月31日		
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>府域全体の救急医療提供体制の充実を図るため、高齢化の進展や疾病構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、断らない二次救急医療を支える人材を確保する。</p> <p>○概要</p> <p>救急研修拠点施設（初期以降の幅広い領域にまたがる救急患者を多数受け入れつつ高次救急対応機能を有する病院）を中心に、各診療科医師の救急初期診療能力の資質向上を図る体制を立ち上げる。</p> <p>【対象事業者】 府内の医学部設置大学</p> <p>【対象事業】 ①救急研修拠点施設での活動を行うための教員の派遣事業（研修医への指導・研修拠点の上級医が教育に専念する際の診療の支援） ・地域の上級医が派遣された際の診療の支援 ②医師の資質向上を図る体制運営の安定化に向けた事業 ・即時に専門診療科の助言を受けられるバックアップ体制構築に向けた設備整備 ・あらゆる診療科の医師に対応できる汎用性のある救急初期診療研修プログラム作成ガイドラインの検討</p> <p>○執行方法 府内の医学部設置大学へ補助</p>		
事業に要する費用の額	金額	給事業費 342,817(円)	基金充当額 (国費) 44,486(円)
	基金	国 111,215(円)	民 66,729(円)
備考(注4)	1127	78,826千円	
	1128	87,996千円	

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業		
事業名	訪問看護ネットワーク事業	【総事業費】 38,523千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域		
事業の実施主体	大阪府訪問看護ステーション協会、大阪府		
事業の目標	<p>・複数の小規模な訪問看護ステーション間の連携を強化し、機能強化型訪問看護ステーションへシフトできるよう、その相互連携強化のために必要な経費について100か所を支援(ネットワーク事業)</p> <p>・訪問看護における大阪府固有の課題・特徴を明らかにし、地域に応じた目指す姿を描く(実態調査事業)</p> <p>【事業効果】</p> <p>・在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実(ネットワーク事業)</p> <p>・訪問看護の安定的な供給と効果的な運営の推進(実態調査事業)</p>		
事業の期間	平成27年4月～平成28年3月31日		
事業の内容	<p>■訪問看護ネットワーク事業</p> <p>○事業目的</p> <p>高齢者の増大に伴い在宅医療の充実が求められる中、必要な訪問看護師の確保とともに、利用者のニーズに応えるための訪問看護ステーションの機能強化、体制整備を行うことにより、在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実を図る。</p> <p>○概要</p> <p>訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーション、介護事業所、医療機関等が相互に連携する事業を支援・強化し、訪問看護の安定的な供給とサービスの向上を図るため、24時間対応やコールセンター等の設置などの相互連携事業を実施する訪問看護ステーションに対し、必要な備品購入費や施設改修費、人件費等について補助する。</p> <p>○執行方法 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</p> <p>■実態調査事業</p> <p>○事業目的</p> <p>大阪府に応じた訪問看護を推進する上での課題を地域別に明確にするため、訪問看護ステーションの規模をはじめ、サービスの提供や医療機関との連携、看護職員の採用及び離職状況等の実態を調査し、訪問看護の安定的な供給と効果的な運営を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>訪問看護における大阪府固有の課題・特徴を明らかにし、地域に応じた目指す姿を描くため、大阪府が訪問看護実態調査を実施する。</p> <p>○執行方法 直執行</p>		
事業に要する金額	金額	総事業費 38,523(円)	基金充当額 公 277(円)



事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業名	在宅医療推進協議会運営事業		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪府圏域	【総事業費】	245千円
事業の主体	大阪府		
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療推進協議会の設置・運営</li> <li>今年度2回開催</li> </ul>		
事業の期間	【事業効果】 在宅医療提供体制の強化・充実 平成27年4月1日～平成28年3月31日		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業目的 府内の在宅医療の状況について把握するとともに、地域の実情に応じた在宅医療の推進方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。</li> <li>概要 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、看護協議会、訪問看護ステーション協会、病院長会等、在宅医療に係る関係者が一堂に会して協議する場である在宅医療推進協議会を設置・運営する。 ※既存の大阪府医療審議会の専門部会として設置 庁内関係各課は、オブザーバーとして参加</li> <li>内容 【対象】在宅医療推進協議会を年2回開催 【人数】委員10名</li> <li>執行方法 直執行</li> </ul>		
事業に要する費用の額	金額	総事業費	基金充当額
		基金	(国費)
		都道府県	における
		その他	公民の別
			(注2)
備考(注4)	245千円		

在宅医療推進事業（在宅医療推進コーディネーター）

**これまでの課題**

- 人材の育成(平成24年度～)
  - 地域リーダーの育成や多職種による研修の開催などによる「顔の見える関係」を構築
  - 在宅医療連携拠点の設置(平成25～27年度)
    - 多職種による研修や会議の開催など医療関係の拠点として体制構築
    - 在宅医療・介護連携にかかわる事業は市町村へ移行

**現状と課題**

- これまでの取組みに基づき、地域における在宅医療・介護連携の基盤となる体制構築や推進は一定進みつつある
- 一方で体制構築が進んだ地域においても、今後急増する高齢者の需要に対応するための、かかりつけ医療を持たない高齢者の選院先が不十分
- さらなる在宅医療の推進には、地域の関係機関との関係を活用しながら、訪問診療を行う診療所の増加を行って人材の配置が急務

※医療従事者確保方針(都道府県単位の役割)  
【地域包括ケアを基盤とする医療・介護人材の確保のために必要な取組み1】の実施

**事業概要**

本府が実施する「在宅医療推進コーディネーター」を配置し、これまでの多職種連携の体制を応用し、在宅医療の利便性の向上を図る

＜在宅医療推進コーディネーターの業務＞

訪問診療所の紹介

(1) 在宅医療への移行促進

- 外来診療を行う医師に対する在宅医療への転診
- 在宅医療の地域貢献を積極的に把握
- 質の向上を図るための専門機関による研修受講や情報交換会への参加

(2) 新規参入する診療所のフォローアップ

- 新規参入した診療所が在宅チームを構築するための各種団体の窓口担当などの調整
- 新規参入した診療所に対する歯科診療所や薬局等の情報提供
- 主治医・副主治医の役割の調整
- 在宅医療従事者のための研修機会の確保(巡回研修) (後方支援機能の運用レベルの作成に向けた協議)
- 訪問診療導入研修(巡回訪問研修)
- 訪問看護導入研修(巡回訪問研修)

(注) 見られる事業効果  
○在宅医療を担う診療所の増加等

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業
事業名	在宅歯科医療連携体制推進事業 【総事業費】 67,625 千円
事業の対象となる医療 介護総合確 保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、 泉州圏域、大阪市圏域
事業の実施 主体	大阪府（大阪府歯科医師会に委託）
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅歯科医療連携室の設置</li> <li>在宅歯科ケアステーションの設置</li> <li>歯科との連携に向けた他職種向け研修の実施</li> </ul> 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅歯科医療体制の充実</li> </ul>
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 5 日～平成 28 年 3 月 31 日
事業の内容	<p>○事業目的 大阪府歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置するとともに、府内各郡市区 歯科医師会に在宅歯科ケアステーションを設置できるよう、在宅歯科医療の 推進及び他分野との連携体制の推進を図る。</p> <p>○概要 在宅歯科ケアステーション（在宅歯科医療における医師や介護等の他分野と の連携を図るための窓口）の府内各地域への設置を推進する。 なお、現在、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、 地域の実情に応じて歯科との連携に関する他職種向けの研修会や地区内での 人材育成のための研修会等を実施し、地域における在宅歯科診療連携の底上 げを図る。</p> <p>①在宅歯科医療連携室の設置 在宅医療に携わる歯科医師のための資質維持・向上の研修会、各地域から の情報管理</p> <p>②地域における在宅歯科医療の推進 地域の実情を踏まえ各地区歯科医師会を A, B, C に分類し、A, B, C 地区それぞれに応じて実施する事業に対し補助する。 A 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区（16 地区） 他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績が ある地区 実施事業【在宅歯科ケアステーション設置】・相談窓口の開設 B 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区（13 地区） 他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは 一定評価がある地区 実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修（アドバンストコ ース）】 C 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区（27 地区） 他職種連携の取組み、また、在宅医療者に対する歯科専門的取組 みに課題がある地区 実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修（ベネシックコ ース）】</p>

○執行方法 大阪府歯科医師会に委託

事業に要す る費用の類 別	金額	総事業費	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公民	(千円)
		基金	67,625 (千円)		45,083 (千円)
		国	45,083 (千円)		うち保健事業等 (再掲) (注 3)
		都道府県	22,542 (千円)		45,083 (千円)
		その他	(千円)		
備考 (注 4)	67,625 千円				

【目的】多岐な地域における在宅歯科医療体制の構築

在宅歯科医療連携体制構築事業

【事業概要】  
 【目的】地域包括ケアシステム構築に向け、在宅歯科ケアステーション設置することで、在宅歯科医療における多職種連携体制の推進を図る。  
 【事業実施期間】平成26年度～  
 【実施方法】一般社団法人医師会歯科医師会への委託事業として実施  
 【内容】  
 1. 在宅歯科医療連携体制の構築  
 ○在宅医療に関わる歯科医師の資質向上研修会の実施  
 平成27年度：24回（3レベル×1クラス×4回×2クール）  
 ○地域からの在宅歯科医療に関わる医師の集約・研修  
 2. 地域における在宅歯科医療の推進  
 地域の状況を踏まえた各市区町村医師会をA、B、Cに分類し、A、B、C地区それぞれの実情に応じた事業を実施する。  
 ○A地区：（16地区）  
 多職種との連携しとりながら、在宅歯科医療にすでに取り組み実績がある地区  
 【実施要項】在宅歯科ケアステーション（住民・関係機関に対する相談窓口）設置  
 ○B地区：（18地区）  
 在宅歯科医療への取り組み、多職種連携の取り組みについて一定評価がある地区  
 【実施要項】歯科との連携に向けた研修会（アドバンストコース）実施  
 平成27年度：6回（1クラス×3回×2クール）  
 ○C地区：（27地区）  
 多職種連携の取り組み、また、在宅医療者に対する歯科専門的取組みに課題のある地区  
 【実施要項】歯科との連携に向けた研修会（ベーシックコース）実施  
 平成27年度：4回（1クラス×2回×2クール）

【目標（平成27年度）】  
 地域包括ケアシステム構築の進展を期待する。  
 ○A地区16地区（平成26年度）⇒29地区（平成28年度）  
 ○B地区18地区（平成26年度）⇒27地区（平成28年度）

【平成27年度当初予算額】87,025千円

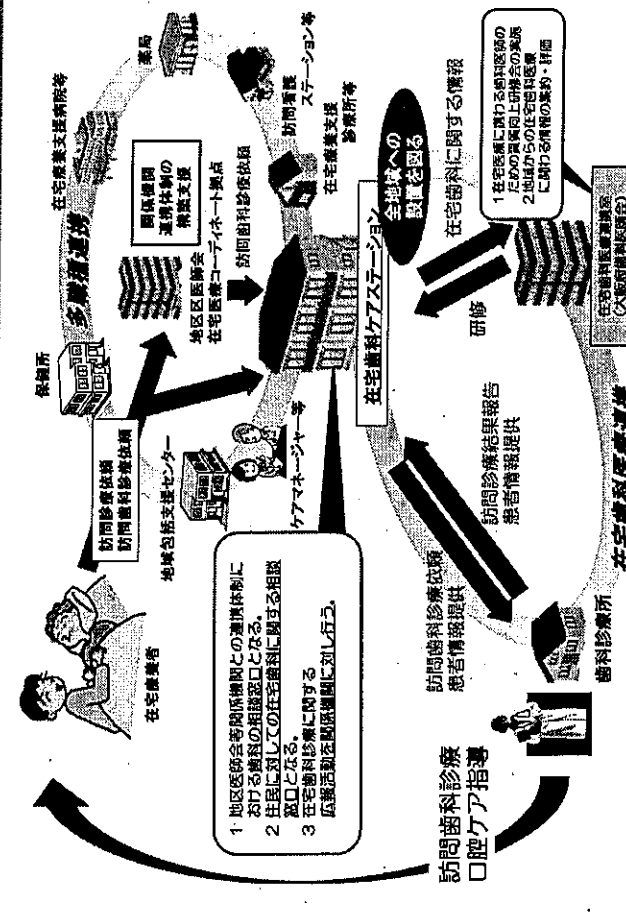
（地域医療介護総合推進基金事業）

【平成26年度事業実績（平成27年1月～3月）】

在宅歯科医療連携事業	○在宅医療に関わる歯科医師の資質向上研修会・向上のための研修会 開催回数：3回×2クール 受講者：136名
A地区（16地区）	○在宅歯科ケアステーションの設置 相談件数（件数）：190 紹介件数（件数）：169 紹介率：89.5%
B地区（18地区）	○歯科との連携に向けた研修会（アドバンストコース） 開催回数：1回×18地区 受講者：421名
C地区（27地区）	○歯科との連携に向けた研修会（ベーシックコース） 開催回数：1回×27地区 受講者：1,264名

【市町村単位での事業展開（在宅歯科ケアステーション）】  
 在宅歯科ケアステーション設置は地域包括ケアシステムの構築に資するため、当面の間は推進協議の進展として行う。  
 地域（市町村）単位での在宅歯科ケアステーション設置を促すための様々な事業

地域における在宅歯科医療体制の構築像





事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	摂食嚥下障害対応可能な歯科医療従事者育成事業	【総事業費】 4,496千円			
事業の対象となる医療介入総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域				
事業の実施主体	大阪府歯科医師会				
事業の目標	・摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法についての実地研修実施 【事業効果】 ・摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者の人材育成・確保				
事業の期間	平成27年8月1日～平成28年3月31日				
事業の内容	○事業目的 今後、在宅医療のニーズが増加し、摂食嚥下障害を有する在宅患者が増加すると予想されており、在宅において口腔ケアを実施している歯科専門職種が、摂食嚥下障害についても対応できれば、在宅等療養者の生活の質の向上、誤嚥性肺炎の予防等への貢献が期待できる。 しかし、現在、摂食嚥下障害に対応可能な歯科専門職種は、一部の歯科医師等だけであり摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者の確保や質の向上をすすめていく必要がある。 そこで、摂食嚥下障害の対応について精通した歯科医師が、地域の歯科医師に対し、摂食嚥下障害の診断と訓練方法について、実地研修を行うことにより摂食嚥下障害に対応可能な歯科医師の養成を図る。 ○概要 摂食嚥下障害の対応について精通した歯科医師が、地域における摂食嚥下障害に関する訪問歯科診療での、摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法について、実地研修を行う。 ○補助率：10/10 （ただし、VE購入に係る費用については補助率1/2） ○執行方法 大阪府歯科医師会へ補助				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金 国 都道府県 その他	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注2）	公 民	（千円） 2,331（千円） うち委託事業費 （明細）（注3） （千円） 2,165（千円） （千円） 1,000（千円）
備考（注4）	3,496千円				

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	歯科衛生士の人材育成事業（歯科）	【総事業費】 3,505千円			
事業の対象となる医療介入総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域				
事業の実施主体	大阪府歯科衛生士会				
事業の目標	・地域において在宅歯科医療の中心となる歯科衛生士養成のための研修会実施 【事業効果】 ・在宅歯科医療・在宅での口腔ケアに関する知識・技術を有する歯科衛生士の人材育成・確保				
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日				
事業の内容	○事業目的 在宅歯科医療に関わる歯科衛生士の人材育成を行い、地域における在宅歯科医療の充実を図る。 ○概要 在宅歯科医療や在宅での口腔ケアに関する知識・技術の習得レベルに応じた、在宅医療に従事する歯科衛生士の人材育成のための研修会を実施する。 （研修内容） ①①ベータ研修会（8回開催） 【対象】 歯科衛生士 ②②アドバンス研修会（2回開催） 【対象】 在宅医療についての基礎知識を有する歯科衛生士 ○補助率：10/10 （ただし研修使用機器購入に係る費用については補助率1/2） ○執行方法 大阪府歯科衛生士会へ補助				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金 国 都道府県 その他	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注2）	公 民	（千円） 3,505（千円） 2,100（千円） 1,050（千円） 355（千円）
備考（注4）	3,150千円				

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成事業	【総事業費】 3,275千円			
事業の対象となる医療・介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市内圏域				
事業の実施主体	大阪府歯科技工士会				
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CAD/CAMシステム等最新の歯科技工技術の習得を目的とした研修の実施</li> </ul> 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・CAD/CAMシステムを使用した歯科技工の知識及び技術を取得した歯科技工士の人材育成・確保</li> </ul>				
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日				
事業の内容	○事業目的 CAD/CAMシステムなどの新たな歯科技工技術の発展に伴い、安全で質の高い歯科補てつ物等を安定して供給していくためには、それら技術に対応することが出来る歯科技工士の育成が求められている。 そこで、CAD/CAMシステムなどの最新の歯科技工技術を用いた歯科補てつ物等の作成についての研修会を習得度合いに分け実施し、歯科技工士の人材育成を支援する。 ○概要 CAD/CAMを使用した歯科技工の知識及び技術を習得させるとともに、最近の歯科技工に対応できる歯科技工士の育成のための研修会を技工技術の習得具合に分け実施する。 【習得レベル】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベージックコース：CAD/CAMシステムによる単冠の作成技術の習得</li> <li>・アドバンストコース：CAD/CAMシステムによる複数冠、ブリッジ等の作成技術の習得</li> </ul>				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金 3,275(千円) 国 2,183(千円) 都道府県 1,092(千円) その他 (千円)	基金充当額 (国費) 2,183(千円) における うち委託事業等 (再掲) (注3) (千円)	公 民	
備考(注4)	3,275千円		(注2) 公民の別	(注3) うち委託事業等(再掲)	(注4) 備考

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	無菌調剤対応薬剤師の育成事業	【総事業費】 9,750千円			
事業の対象となる医療・介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市内圏域				
事業の実施主体	大阪府薬剤師会				
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無菌調剤に関する研修を実施</li> </ul> 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療(薬剤)受入体制の整備を推進</li> </ul>				
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日				
事業の内容	○事業目的 薬局・薬剤師への無菌調剤に関する研修を実施することにより、無菌調剤薬局の共同利用や地域の基幹薬局での無菌調剤の実施を促し、在宅医療(薬剤)受入体制整備を推進する。 ○概要 薬局薬剤師を対象に以下の研修を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無菌調剤に関する導入研修</li> <li>(輸液ポンプの使い方、調整の順番等留意点の研修)</li> <li>・薬科大学を利用した無菌調剤に関する実務研修</li> <li>(無菌調剤に必要な基本的な流れを学習)</li> <li>・共同利用無菌調剤薬局での実務研修</li> <li>(実務を想定した研修)</li> </ul> 【対象人数】平成27年度 150名				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金 9,750(千円) 国 5,500(千円) 都道府県 2,750(千円) その他 (千円)	基金充当額 (国費) 5,500(千円) における 公民の別 (注2) (千円)	公 民	
備考(注4)	8,250千円		(注2) 公民の別	(注3) うち委託事業等(再掲)	(注4) 備考

執行方法 大阪府薬剤師会へ補助

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業																					
事業名	精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業	【総事業費】 6,000千円																				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域																					
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会、大阪府立精神医療センターに委託）																					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の精神科病院における入院者退院支援委員会への支援を実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者の早期退院・地域定着の推進</li> </ul>																					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日																					
事業の内容	<p>○事業目的 精神科医療機関が開催する退院支援委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘した場合に一定の支援を行うことで、地域における医療と福祉の連携体制の整備を推進し、退院支援を進める。</p> <p>○概要 精神保健福祉法の改正で法的に位置付けられた「退院支援委員会」に、病院側が招聘した関係機関へ支払う旅費や報償費等を補助することで、地域事業者等の参画促進を図り、退院支援を推進する。 【対象等】精神科病棟を有する医療機関 【人数等】250人</p> <p>【補助単価】患者の支援委員会については一人当たり、24,000円を上限とする</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会、大阪府立精神医療センターに委託</p>																					
事業に要する費用の額	金額	<table border="1"> <tr> <td>総事業費</td> <td>6,000(千円)</td> <td>基金充当額</td> <td>240(千円)</td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>4,000(千円)</td> <td>(国費)</td> <td>3,760(千円)</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>2,000(千円)</td> <td>における</td> <td>うち、社会福祉等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(千円)</td> <td>公民の別</td> <td>(厚給) (住宅)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(注2)</td> <td>3,760(千円)</td> </tr> </table>	総事業費	6,000(千円)	基金充当額	240(千円)	基金	4,000(千円)	(国費)	3,760(千円)	都道府県	2,000(千円)	における	うち、社会福祉等	その他	(千円)	公民の別	(厚給) (住宅)			(注2)	3,760(千円)
総事業費	6,000(千円)	基金充当額	240(千円)																			
基金	4,000(千円)	(国費)	3,760(千円)																			
都道府県	2,000(千円)	における	うち、社会福祉等																			
その他	(千円)	公民の別	(厚給) (住宅)																			
		(注2)	3,760(千円)																			
備考(注4)	6,000千円																					

### 精神科病院における入院者退院支援委員会推進

**目的**

- ・精神保健福祉法改正で、医療保護入院者の退院支援の促進が明記された。
- ・反面、財源の補填はなく、特に「退院支援委員会」については診療報酬等についても加算
- ・地域の関係機関の参画は任意であることもあり、病院からすると参画要請をしにくい。
- ・地域関係機関の招聘を促進するために、謝金や旅費を病院側が支払った場合に一定の上限

**事業内容** 報償費（謝金）・旅費の補助

**精神保健福祉法の見直しが行われるH28年度にて事業終了（準備中）**



事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	一般救急病院への精神科コンサル事業等					
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪府圏域					
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会に委託）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科救急医療体制の中で夜間休日における身体合併症患者への支援を推進するため、合併症支援病院の確保及び体制の充実</li> </ul> <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間休日における身体合併症患者への対応を推進</li> </ul>					
事業の期間	平成27年8月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>精神科救急医療体制の中で夜間休日における身体合併症患者への支援を推進するため、合併症支援病院の確保及び体制の充実を図る。</p> <p>○概要</p> <p>①身体合併症支援病院において、輪番時に受け入れた合併症患者の継続的な処置のコーディネートや急変時の対応を一般科医等が行う体制を整備する。</p> <p>②一般救急病院に対して精神的なコンサルテーションを行う体制を整備する。</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会に委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	基金充当額	公	民	(千円)
		基金	国	57,460(千円)	38,307(千円)	38,307(千円)
		都道府県	都道府県	38,307(千円)	19,153(千円)	うち委託事業等(千円)(注3)
		その他	その他			38,307(千円)
備考(注4)	57,460千円					

### 精神科救急医療体制における新たな財政支援制度による事業内容について

**【新基金】活用型△型課題**

I. 夜間休日における身体合併症患者△の対応について

- 夜間休日一般科救急での対応と精神科のケアが求められる身体合併症については、優先度が異なる。
- 医師の処置の正否は、一般科救急と精神科救急との連携が重要であるが、体制の確保が困難である。
- また、医師の処置の正否に関する必要十分な情報提供が求められる。

II. 統合した窓口の確保について

- 「緊急対応」と「救急治療」の二つの窓口を統合し、統合した窓口を確保していただく必要がある。

III. 精神科救急に接する医師の確保について

- 精神科救急に接する精神科医の確保が困難な状況にある。この結果には、精神科医が精神科救急に接する機会を確保し、救急拠点病院に必要人材を確保することが必要である。

**【新基金】活用型△型課題**

I. 精神科救急医療における身体合併症の対応について

- 夜間休日一般科救急での対応と精神科のケアが求められる身体合併症については、優先度が異なる。
- 医師の処置の正否は、一般科救急と精神科救急との連携が重要であるが、体制の確保が困難である。
- また、医師の処置の正否に関する必要十分な情報提供が求められる。

II. 統合した窓口の確保について

- 「緊急対応」と「救急治療」の二つの窓口を統合し、統合した窓口を確保していただく必要がある。

III. 精神科救急に接する医師の確保について

- 精神科救急に接する精神科医の確保が困難な状況にある。この結果には、精神科医が精神科救急に接する機会を確保し、救急拠点病院に必要人材を確保することが必要である。

**【新基金】活用型△型課題**

I. 精神科救急医療における身体合併症の対応について

- 夜間休日一般科救急での対応と精神科のケアが求められる身体合併症については、優先度が異なる。
- 医師の処置の正否は、一般科救急と精神科救急との連携が重要であるが、体制の確保が困難である。
- また、医師の処置の正否に関する必要十分な情報提供が求められる。

II. 統合した窓口の確保について

- 「緊急対応」と「救急治療」の二つの窓口を統合し、統合した窓口を確保していただく必要がある。

III. 精神科救急に接する医師の確保について

- 精神科救急に接する精神科医の確保が困難な状況にある。この結果には、精神科医が精神科救急に接する機会を確保し、救急拠点病院に必要人材を確保することが必要である。









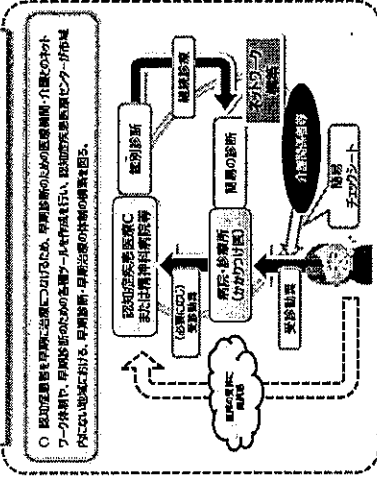


事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業名	未治療・治療中断者へのアウトリーチ拠点事業	【総事業費】 4,700千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域		
事業の実施主体	大阪府（大阪府立精神医療センターに委託）		
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神疾患をもつ患者の早期受診・医療的支援の提供を促進</li> </ul> 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療、保健的なネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備</li> </ul>		
事業の期間	平成27年6月9日～平成28年3月31日		
事業の内容	○事業目的 未治療者や長期間治療を中断している患者への医療提供については、医療機関や訪問看護ステーションによるアウトリーチ実施が困難な状況にあるため、医療、保健的なネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備する。 ○概要 未受診者・長期治療中断者の把握を行うネットワーク会議の設置、関係機関との調整を行うコーディネート者の配置及び、精神科病院において構成した訪問チームによるアウトリーチ支援を実施する。 ○執行方法 大阪府立精神医療センターに委託		
事業に要する費用の額	金額	4,700千円	
備考(注4)	総事業費	4,700千円	
	基金	3,133千円	
	その他	1,567千円	
基金充当額(国費)	3,133千円	公	
基金	都道府県	1,567千円	民
その他			

認知症早期医療支援モデル事業について

- 認知症は、早期発見・早期診断による早期の治療開始により、その進行を遅らせる、回復を促すことが期待されています。
- 早期発見、早期診断には、認知症の専門家が平常時から受診している、地域のかかりつけ医による支援が重要である。
- 早期発見、早期診断には、認知症の専門家が平常時から受診している、地域のかかりつけ医による支援が重要である。
- 早期発見、早期診断には、認知症の専門家が平常時から受診している、地域のかかりつけ医による支援が重要である。
- 早期発見、早期診断には、認知症の専門家が平常時から受診している、地域のかかりつけ医による支援が重要である。

早期に医療的介入を行うためのネットワーク体制の構築



H28までに早期診断体制（ネットワーク）の確立についてモデル的に検証し、H29以降に成果物を府域全体に広げたい。

- 市町村課との仕組み分け
  - 早期発見・早期診断の推進のための取組であり、介護関係者もネットワークの体制には含まれていない。主体は医療サイドの事業であること。
  - 医療的な施設として府が実施するもの。
  - また、早期診断のためのネットワークについては、将来的には、府内全域に広げたい。
  - 特に三島郡市である本町については、行政と医師会が早期診断の必要性を共有していることから、モデル的に先行地域に選んでいる。
- 今後の事業の展開
  - H27～H28年度は、認知症早期発見・早期診断体制の構築に向け、成果については、認知症早期発見・早期診断センターに係る会議や府医師会等を通じて、全府域に有用性を広げていく。
- 現状と目標
  - 早期診断を行うことができるネットワークの構築の仕方を府域に広げる。

三島郡市（本町）の状況  
 総人口：274,609人  
 95. 高齢者人口：60,750人 高齢化率：18.9%  
 25. 認知症高齢者（推定）：約5,771人（全国：9.5%から重出）

来るべき超高齢化社会における認知症医療において、早期診断のネットワーク構築を推進する

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業
事業名	訪問看護師確保定着支援事業
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪府圏域
事業の実施主体	大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会
事業の目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護学生インターンシップの実施 (100名)</li> <li>2 職場を体験する訪問看護実地研修を30か所で行実施</li> <li>3 訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修を実施</li> <li>4 地域の実情に応じた訪問看護の実践研修を実施</li> <li>5 勤務年数に応じた訪問看護師階層別研修を実施</li> <li>6 訪問看護師産休等代替職員確保支援を実施</li> </ol> <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護師の質の向上と確保・定着による在宅看護体制の充実。</li> </ul>
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>在宅医療の充実が求められる中、病院中心の医療から地域・在宅医療へと円滑に移行するためには、必要な訪問看護師の確保と定着が重要。また、さまざまな医療的ケアが必要な在宅患者が増加し、高度な訪問看護力が求められる。このため、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り在宅看護を充実する。</p> <p>○概要</p> <p>訪問看護師定着のための研修、医療機関看護師と訪問看護の相互研修などを実施するとともに、訪問看護ステーションに勤務する新人看護師を指導する看護師や産休等取得する看護師の代替職員給与費を補助し、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り、在宅看護を充実する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護学生インターンシップ             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護師 (新卒または卒業後2年未満の看護師) が訪問看護に興味を持ち、訪問看護ステーションに就業するよう取組を行う。</li> <li>【対象】 看護学生 (1年次～)</li> <li>【期間】 1日</li> <li>【内容】 訪問看護ステーションでの職場体験</li> <li>【対象経費】 車賃費、研修費、事務職員費 (人件費)</li> <li>【執行方法】 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</li> <li>・事前に訪問看護ステーション、看護学校、看護系大学、病院管理者への広報・説明会を開催</li> <li>※アンケート調査を実施し効果を検証する</li> </ul> </li> <li>2 訪問看護実地研修事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な看護力を有する医療機関勤務看護師や在宅医療に意欲のある未就業の潜在看護師を対象に、訪問看護事業所において、職務を体験する実地研修を行う。</li> <li>【対象】 病院看護師・未就業潜在看護師</li> <li>【期間】 1ヶ月</li> </ul> </li> </ol>

### 未治療者等へのアウトリーチ体制整備事業

#### ○現状・課題 事業目的等

未治療者や長期入院治療を中断している患者への医療提供については、本人が自発的に医療機関への受診を行わないため、医療機関が意向に対して(トリチ)支援に当る必要がある。一方において、医療機関側がアウトリーチで未受診者・長期治療中断者への支援を行うにしても、本人と治療契約が存続しないため、医療機関や訪問看護ステーションによるアウトリーチ支援が困難な状況にある。このため、医療、保健的ネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備する必要がある。

#### ○内容

各地域でアウトリーチ体制を整備していくために、モデル事業として、府がネットワークを構築するとともに精神科医療の基幹センターである、府立精神医療センターに訪問支援チームを整備し、北河内圏域を中心とした実際のアウトリーチ活動を行うことで、知見を蓄積した上で、府域で活用できるような体制の作成を行う。

【対象者】 未治療・治療中断により、医療および福祉の介入が困難な状態にある精神障がい者

#### ○執行方法

大阪府が事業実施。その一部 (アウトリーチ体制) については大阪府立精神医療センターに委託。

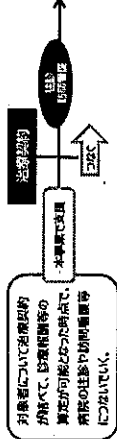
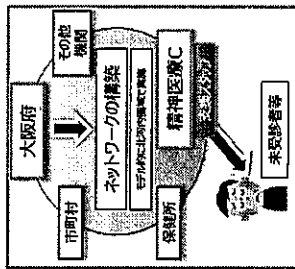
#### ○精神医療センターに支援チームを委託する理由

- ・精神医療センターは、府立病院として医療機関法対象者・措置入院患者等の自傷他害性のある患者から、発達障がい・児童虐待等幅広い治療対象がある。
- ・本事業において、実際の支援を行う場合、様々な病態を含む対象者に対して、その専門性を発揮した上で、医療人材の負担軽減にもつながる。
- ・また大阪府立精神医療センターが位置する枚方市域では、在宅医療や福祉を提供するための、医療機関・行政機関・福祉サービス事業所のネットワークが進んでおり、未受診者へのアウトリーチについても、そのネットワークの中で対応が可能である。

#### ○事業概要

大阪府がネットワークを構成の上で、委託した医療機関がアウトリーチ支援を行う。

- ① ネットワーク会議の運営 (大阪府が実施)
- ② アウトリーチチームの設置 (精神医療センター委託)



<p>3 (内容) 訪問看護事業所の職場を体験する実地研修 (訪問やカンファレンス、地域連携会議への参加など) [対象経費] 指導者人件費、講師謝礼、研修費、事務費 [執行方法] 大阪府看護協会へ補助</p> <p>ii 訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修 ・訪問看護ステーションと医療機関等の看護師の相互交流による研修を行う ・相互の看護の現状・課題や専門性等を理解し、在宅患者に対する最新の医療技術・知識を習得、入院患者が適切に在宅に移行するための連携方法について合同研修を行う。</p> <p>i 訪問看護ステーション看護師研修 ii 医療機関看護師研修 [対象] 訪問看護師及び病院看護師 (130名) [期間] 2日～5日 [内容] 座学 (講義・グループワーク)・実習 [対象経費] 講師謝礼、研修費、事務費</p> <p>iii 訪問看護ステーション管理者研修 訪問看護ステーション管理者の管理能力を向上できるよう、事業所経営に関する経営管理、人的管理等の研修を実施する。 [対象] 訪問看護ステーション管理者・実務者 120名 [期間] 1日～3日 (年4回実施) [内容] 経営戦略マネジメント ネットワークづくりのためのグループワーク等</p>	<p>4 [対象経費] 講師謝礼、研修費、事務費 [執行方法] 大阪府看護協会へ補助</p> <p>4 訪問看護実践研修 ・身近な地域において、訪問看護ステーションでの職務体験や、新任の各訪問看護師の知識・経験等に応じた実践的な研修・指導を行い、訪問看護師の育成・定着を図る。 ・地域の介護支援事業所、地域包括センターなどの介護分野をはじめ、病院、在宅医、薬剤師等との情報共有や看護分野の研修等を実施、医療と介護の連携を進め、在宅医療の充実を図る。</p> <p>[対象] 訪問看護ステーション (11ヶ所) [内容] 地域において訪問看護の確保育成定着に関する実践研修を行う [対象経費] 事務消耗品費、研修費、事務職員経費 (人件費) [執行方法] 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助 (間接補助) (事業所分は訪問看護ステーション協会から府内訪問看護ステーションに委託)</p>	<p>5 訪問看護師範層別研修 ・小規模訪問看護STの新人等の看護師を対象に、勤務年数にあったテーマを設定し演習やグループワークを行う。不安や悩みを抱える看護師には同行訪問による研修を実施。 [対象] 小規模訪問看護STの新人 (勤続2年まで)・中堅 (3～4年と5年以上) の看護師 [内容] 勤務年数別に、演習・グループワーク・同行訪問を実施 [人数] 演習、グループワーク40人、同行訪問OJT10人程度 ※受講者の不安や悩みを抽出し、指導看護師が訪問看護STに同行訪問しOJTを実施 [対象経費] 事務消耗品費、研修費、同行指導者経費 (人件費) [執行方法] 大阪府看護協会へ補助</p>
--	---	---

<p>6 訪問看護師離休等代替職員確保支援事業 ・訪問看護STで働く常勤の看護職員が、出産、育児又は介護のため長期間におわたり継続する休職を必要とした場合、訪問看護STが代替非常勤職員を雇用した際、その雇用経費を負担する。 ・ナースバンクを活用して短期間の非常勤職員の登録を行い、代替職員の雇用を円滑に行う。 [対象経費] 事業費 (代替職員人件費) 事務費 (事務職員経費、交通費、資料代等) [執行方法] 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</p>	<table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>84,050(千円)</td> <td>基金充当額</td> <td>公</td> <td>(千円)</td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>56,033(千円)</td> <td>(国費)</td> <td>民</td> <td>56,033(千円)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>28,017(千円)</td> <td>における</td> <td></td> <td>うち委託事業等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公民の別</td> <td></td> <td>(再掲) (注3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(注2)</td> <td></td> <td>(千円)</td> </tr> </table> <p>事業に要する費用の種類</p> <p>備考 (注4) 84,050千円</p>	金額	84,050(千円)	基金充当額	公	(千円)	基金	56,033(千円)	(国費)	民	56,033(千円)	その他	28,017(千円)	における		うち委託事業等			公民の別		(再掲) (注3)			(注2)		(千円)
金額	84,050(千円)	基金充当額	公	(千円)																						
基金	56,033(千円)	(国費)	民	56,033(千円)																						
その他	28,017(千円)	における		うち委託事業等																						
		公民の別		(再掲) (注3)																						
		(注2)		(千円)																						





事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業																										
事業名	糖尿病医療連携推進事業	【総事業費】 10,416千円																									
事業の対象となる医療介入の総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域																										
事業の実施主体	大阪府（大阪府医師会に委託）																										
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の作成</li> <li>・糖尿病医療連携の関する研修カリキュラム、リーフレットを策定し、研修会の開催、周知、広報等の実施</li> </ul>																										
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日																										
事業の内容	<p>○事業目的 糖尿病患者が継続的に適切な医療を受けられるよう、専門医とかがかりつけ医療の連携、さらには各関連科との連携体制を構築する。</p> <p>○概要 糖尿病医療連携体制を構築するため、医療機関、患者等を対象とする調査を実施し、地域の医療体制の実情や課題を把握し、糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）を作成する。</p> <p>また、糖尿病医療連携にかかわるスタッフ（医師、看護師、栄養士、糖尿病療養指導士など）の養成に資する研修カリキュラム、リーフレットを策定し、研修会の開催、周知、広報等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、患者等を対象とする調査の実施</li> <li>・府内の地域医療体制の実情を踏まえた糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の策定</li> <li>・糖尿病医療連携にかかわるスタッフの養成（研修会の開催等）</li> </ul> <p>○執行方法 大阪府医師会に委託</p>																										
事業に要する費用の額	金額	<table border="1"> <tr> <td>総事業費</td> <td>10,416,000円</td> <td>基金充当額</td> <td>公</td> <td>6,944,000円</td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>6,944,000円</td> <td>(国費)</td> <td>民</td> <td>うち委託事業等</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>3,472,000円</td> <td>における</td> <td>公</td> <td>6,944,000円</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> <td>公民の別</td> <td>(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>(注2)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総事業費	10,416,000円	基金充当額	公	6,944,000円	基金	6,944,000円	(国費)	民	うち委託事業等	国	3,472,000円	における	公	6,944,000円	都道府県		公民の別	(注2)		その他		(注2)		
総事業費	10,416,000円	基金充当額	公	6,944,000円																							
基金	6,944,000円	(国費)	民	うち委託事業等																							
国	3,472,000円	における	公	6,944,000円																							
都道府県		公民の別	(注2)																								
その他		(注2)																									
備考(注4)	10,416千円																										

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業																										
事業名	難病患者在宅医療支援事業	【総事業費】 34,990千円																									
事業の対象となる医療介入の総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域																										
事業の実施主体	大阪府（大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部附属病院に委託）																										
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を対象に、同行訪問形式の研修（90回程度/年）及び講義形式（2回/年）を実施し、育成・指導</li> <li>・また、難病専門病院が連携し、難病患者の地域での療養生活に係る啓発のためのリーフレットを作成</li> </ul>																										
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日																										
事業の内容	<p>○事業目的 地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を育成・指導し、在宅医療の推進を図る。</p> <p>○概要 難病治療に実績のある大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部附属病院が地元医師会等と連携して、下記の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①難病専門病院のスタッフが地域医療機関スタッフと同行訪問すること、地域医療機関スタッフが難病患者へ訪問診療を行うことへの知識の向上と不安の解消を図る。</li> <li>②地域医療機関スタッフを対象に難病患者の在宅医療に関する講義型の研修会を実施する。</li> <li>③難病専門病院が連携し、難病患者の地域での療養生活に係る啓発のためのリーフレットを作成する。</li> </ul> <p>○執行方法 各専門病院に委託</p>																										
事業に要する費用の額	金額	<table border="1"> <tr> <td>総事業費</td> <td>34,990,000円</td> <td>基金充当額</td> <td>公</td> <td>10,331,000円</td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>23,327,000円</td> <td>(国費)</td> <td>民</td> <td>12,996,000円</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>11,663,000円</td> <td>における</td> <td>公</td> <td>うち委託事業等</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> <td>公民の別</td> <td>(注2)</td> <td>12,996,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>(注2)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総事業費	34,990,000円	基金充当額	公	10,331,000円	基金	23,327,000円	(国費)	民	12,996,000円	国	11,663,000円	における	公	うち委託事業等	都道府県		公民の別	(注2)	12,996,000円	その他		(注2)		
総事業費	34,990,000円	基金充当額	公	10,331,000円																							
基金	23,327,000円	(国費)	民	12,996,000円																							
国	11,663,000円	における	公	うち委託事業等																							
都道府県		公民の別	(注2)	12,996,000円																							
その他		(注2)																									
備考(注4)	34,990千円																										

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	在宅療養における栄養ケア事業	【総事業費】 5,800千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市内圏域				
事業の実施主体	大阪府（一部大阪府栄養士会、大阪府食生活改善連絡協議会に委託）				
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会議の開催 8圏域×2回</li> <li>・ワーキンググループの開催 8圏域×3回</li> <li>・在宅栄養ケアスタッフ研修会 8圏域×2回</li> <li>・栄養ケアサービスのモデル実施 2施設</li> <li>・在宅療養者及び介護者に対する栄養相談 8圏域×2回</li> <li>・在宅療養者及び介護者に対する調理指導 25回</li> </ul>				
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日				
事業の内容	<p>○事業目的 在宅療養者のニーズに応じた食支援を効率的かつ継続的に行えるよう、地域での在宅療養における栄養ケア体制を構築する。</p> <p>○概要 在宅療養者の食生活改善等に資するため、市町村、地域の医療機関、訪問看護ステーション、地域の管理栄養士、市町村食生活改善推進協議会等による連絡会議を開催し、地域で栄養ケアを実施するための必要な検討を行い、在宅療養者における栄養ケア体制の連携推進を図るとともに、保健師医師、保健師、栄養士など多職種によるワーキンググループを設置し、医療機関、訪問看護ステーション、市町村等と協議の上、栄養ケア体制の連携促進マニュアルを作成する。また、在宅栄養ケアスタッフ研修会の開催及び各地域での在宅療養者への栄養ケアサービスをモデル実施する。</p> <p>○執行方法 直執行及び大阪府栄養士会、大阪府食生活改善連絡協議会へ委託</p>				
事業に要する費用の額	金額	総事業費	5,800 (円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	400 (円)
	基金	国	3,867 (円)	民	3,467 (円)
	都道府県	都道府県	1,933 (円)	その他 (注3)	うち委託事業等 (注4) (注3)
	その他	その他	(円)		3,467 (円)
備考 (注4)	5,800千円				

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	緩和医療の普及促進等事業	【総事業費】 21,000千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市内圏域	
事業の実施主体	がん診療拠点病院、医療機関、医師会等	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和医療の正しい知識の普及事業の内、普及啓発事業を10ヶ所で支援</li> <li>・緩和医療人材養成等事業を15ヶ所で支援</li> </ul> <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和医療提供体制の充実と入院や外来、在宅と切れ目のない緩和医療提供体制整備の実現</li> </ul>	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的 がん患者・家族の苦痛の軽減と質の高い療養生活を送ることができるようになるためには、症状や環境にあわせて治療の初期段階から切れ目のない緩和医療提供体制を整備することが重要である。また、更なる高齢化の進展に伴ってがん患者数の増加が見込まれることや高齢者の思いや苦痛に寄り添う必要性があることから緩和医療の重要性はますます高まってくる。このようにことから、緩和医療へのアクセスを改善し患者や家族の苦痛の軽減につなげるとともに、入院や外来、在宅において最適な緩和医療が提供できるように充実していくことが必要である。しかしながら、患者や家族に緩和医療に対する正しい理解や周知が進んでいないこと、がん医療に携わる医療従事者の緩和医療の重要性に対する認識も十分とは言えないこと、身体的苦痛のみならず精神心理的苦痛への対応も求められていること等様々な課題がある。このことから、府民への緩和医療の正しい理解促進の取組みを進めることにも、在宅緩和ケアを担うかかりつけ医など緩和医療に携わる医療従事者に対する各地域での研修を行うことで緩和医療提供体制の充実と切れ目のない提供体制整備をめざす。</p> <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①緩和医療についての正しい知識の普及事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療拠点病院（国・府指定）が行う相談支援センターの充実強化、啓発資料作成を支援する。</li> </ul> </li> <li>②緩和医療に携わる人材養成等事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和医療人材養成事業（在宅医療含む）：地域のかかりつけ区等医療従事者を対象とした緩和医療研修会の開催等緩和医療人材の養成（初任者研修等）を行う地区医師会や医療機関等に対し補助する。</li> </ul> </li> </ul> <p>○執行方法 ①がん診療拠点病院へ補助 ②がん診療拠点病院、医療機関、医師会等へ補助</p>	



事業に要する費用の額	金額	18,500千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公民	0千円
	総事業費	21,000千円			
備考(注4)	基金	12,333千円	12,333千円 うち受託事業等 (再掲)(注3)	公民	12,333千円
	国	6,167千円			
	都道府県	2,500千円			
	その他				

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	H I V感染者の多様な医療ニーズに対応できる在宅等地域医療体制構築事業【総事業費】 2,964千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域				
事業の実施主体	大阪府(大阪府医師会に委託)				
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の在宅及び透析等一般診療等でのH I V感染者の受入れを促進する。</li> <li>・一般診療を行う診療所等へのエイズ治療拠点病院による相談・支援体制を構築する。</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の診療所等で、H I V感染者の多様な医療ニーズに対応</li> <li>・エイズ治療拠点病院と一般診療所等との機能分化と病診連携を促進</li> </ul>				
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日				
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>H I V感染症は治療の進歩により慢性疾患となっており、感染者の高齢化や合併症により、H I V感染症以外の多様な医療や介護へのニーズが高まっている。</p> <p>今後確実に増加が予測される在宅医療等へのニーズに対応するため、H I V感染者の一般診療を含む医療全般が、エイズ治療拠点病院に集中している現状を改善し、地域における受け入れ診療所等の拡充と病診連携を促進する。</p> <p>○概要</p> <p>H I V感染者の受け入れ可能な地域の診療所等を把握し、研修会及びエイズ治療拠点病院との連絡会議を開催する。</p> <p>○内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①大阪府医師会による会員等への調査により、H I V感染者の一般診療が可能な協力診療所等を把握する。</li> <li>②当該診療所等をリスト化し、拠点病院等からの紹介依頼に対応できる体制を整備する。</li> <li>③当該診療所等に対し、拠点病院専門医等の協力を得て研修会を実施し、かかりつけ医を育成する。</li> <li>④当該診療所等及び拠点病院との連絡会議を開催し、円滑な病診連携に向けて協議する。</li> </ol> <p>○執行方法 大阪府医師会に委託</p>				
事業に要する費用の額	金額	総事業費	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公民	(千円) 1,976千円 うち受託事業等 (再掲)(注3)
備考(注4)	2,964千円	基金	2,964千円	1,976千円	1,976千円
		国			
		都道府県			
		その他			

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業
事業名	医療勤務環境改善支援センター運営事業
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域
事業の実施主体	大阪府（大阪府私立病院協会に委託）
事業の目標	・医療勤務環境改善支援センターの運営 【事業効果】 ・医療従事者の勤務環境改善
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
事業の内容	○事業目的 医療勤務環境改善支援センターにおいて、医師・看護職員をはじめとした医療従事者の勤務環境改善を「医療従事者の確保・定着」のための課題として位置づけ、医療機関の主体的な取組を通じて、労務管理のみならず、ワークライフバランスなどの幅広い観点視野に入れた取組を推進する。  ○概要 医療勤務環境改善支援センターにおいて、以下の事業を行う。 ・先進事例の情報収集 ・経営・勤務環境に関する調査分析 ・個別支援・フォローアップ ・運営協議会の設置・開催 ・研修（ワークライフバランス研修など）  ○執行方法 大阪府私立病院協会に委託
事業に要する費用の額	金額 総事業費 24,835(千円) 基金 16,557(千円) 国 8,278(千円) 都道府県 その他 基金充当額(国費)における公民の別(注2) (千円) 16,557(千円) うち基金等(前期)(注3) 16,557(千円)
備考(注4)	24,835千円

2016/6/9

28年度 地域医療介護総合確保基金事業「居宅等における医療の提供に関する事業」

【28年度事業内容】  
 ① 地域医療介護総合確保基金事業の推進のため、大阪府医師会に事業を委託、大阪府医師会が中心となり実施する。  
 ② HIV陽性者に対する生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置  
 ③ HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置  
 ④ HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置  
 ⑤ HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置

【概要】  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置

【目的】  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置

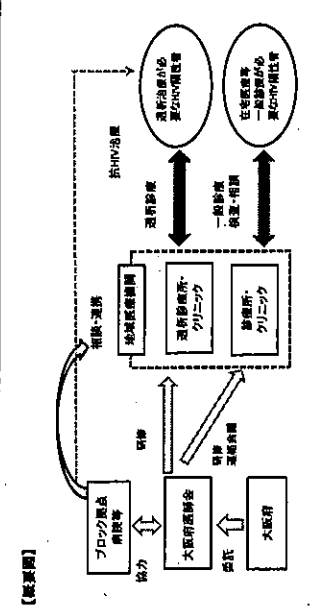
【効果】  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置

【実施方法】  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置

【予算】  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置

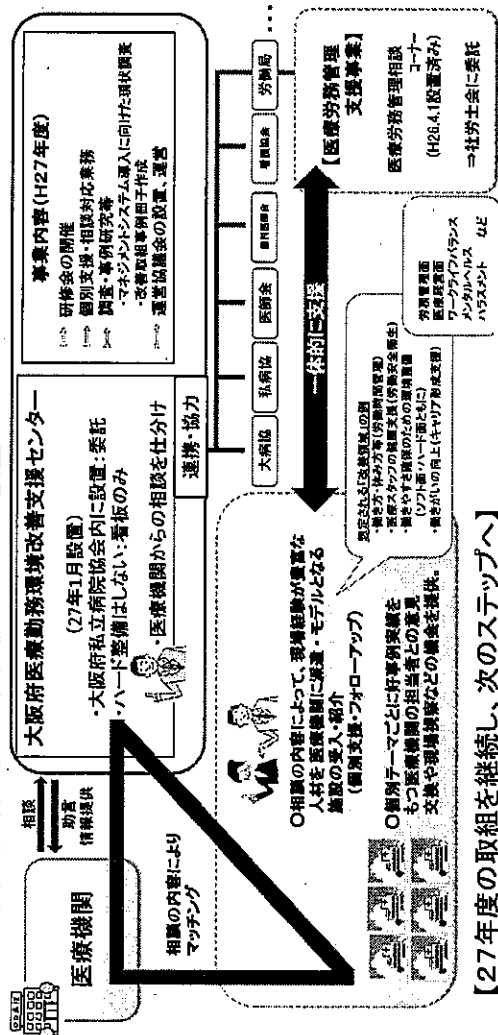
【お問い合わせ先】  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置

【備考】  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置  
 HIV陽性者の生活支援（生活相談、心理的ケア）の提供  
 エイズ対策センター（生活相談センター）の設置



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業		
事業名	医師等の勤務環境改善のための医師事務作業補助者（医療ク	【総事業費】	
	ラーク）の整備	367,080千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪府圏域		
事業の実施主体	特定機能病院（但し、前年度の逆紹介率が50%未満の病院を除く）		
事業の目標	・医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援 【事業効果】 ・医療従事者の勤務環境向上		
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日		
事業の内容	<p>○事業目的 医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することで、医師をはじめとする医療関係職が専門性を発揮し本来の業務に専念できる環境を整え、病院の機能強化を推進する。</p> <p>○概要 病院の機能強化を推進するためには、医師事務作業補助者を配置し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することが非常に有効であることから、診療報酬の医師事務作業補助体制加算の対象外となっている特定機能病院における医師事務作業補助者の配置に対する補助を行う。</p> <p>【対象】 特定機能病院において、医師事務作業補助者の配置に係る人件費補助（条件） ①地域医療の充実に寄与させる観点から、前年度の逆紹介率が50%未満の特定機能病院は補助対象外とする。 ②医師事務作業補助者に対する研修の実施（実質の確保） 医師事務作業補助者導入による成果、働き方などを効果検証し、他の医療機関へ普及を図る。</p> <p>○執行方法 特定機能病院へ補助（ただし、前年度の逆紹介率が50%未満の病院を除く）</p>		
事業に要する費用の額	金額	総事業費	基金充当額
		基金	（国費）
		国	における
		都道府県	公民の別
		その他	（注2）
			（注3）
			（注4）
備考（注4）	122,360千円		

### 大阪府医療勤務環境改善支援センターの設置について



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	病院内保育所施設整備費補助事業	【総事業費】 27,157,641千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	・病院内保育所施設整備・看護師勤務環境改善施設整備を補助 【事業効果】 ・看護職員の定着					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	○事業目的 看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整え、その定着に寄与する。 ○概要 病院内保育所施設整備費補助事業 ・看護職員をはじめとする医療従事者の定着を図るため、医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の新築、増設または改修に要する費用の一部を補助する。 ・近隣の医療従事者の乳幼児を預かる体制を整えた場合に、基準面積の算定に、収容定員31人～60人を追加。 ・公立病院についても、同様の要件を満たせば、収容定員31人～60人部分のみ、基準面積に算入して交付。 ○執行方法 医療機関へ補助					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金 国 都道府県 その他	27,157,641(千円) 8,983(千円) 4,491(千円) 27,144,167(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民	(千円) 8,983(千円) うち委託事業等 (再掲)(注3) (千円)
備考(注4)	13,474千円					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 2,990,668千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	医療機関					
事業の目標	・病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助 【事業効果】 ・看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職の推進					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	○事業目的 看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職を図る。 ○概要 看護職員をはじめとした医療従事者の定着を図るため、病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助する。 24時間保育等の加算額については、近隣の医療従事者の乳幼児を預かる体制を整備することを条件化して交付する。 公立・公的病院も同様の条件を満たせば、加算額部分のみ交付対象に追加。 ○執行方法 医療機関へ補助					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金 国 都道府県 その他	2,990,668(千円) 265,075(千円) 132,837(千円) 2,592,156(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民	(千円) 12,255(千円) 253,420(千円) うち委託事業等 (再掲)(注3) (千円)
備考(注4)	596,512千円					

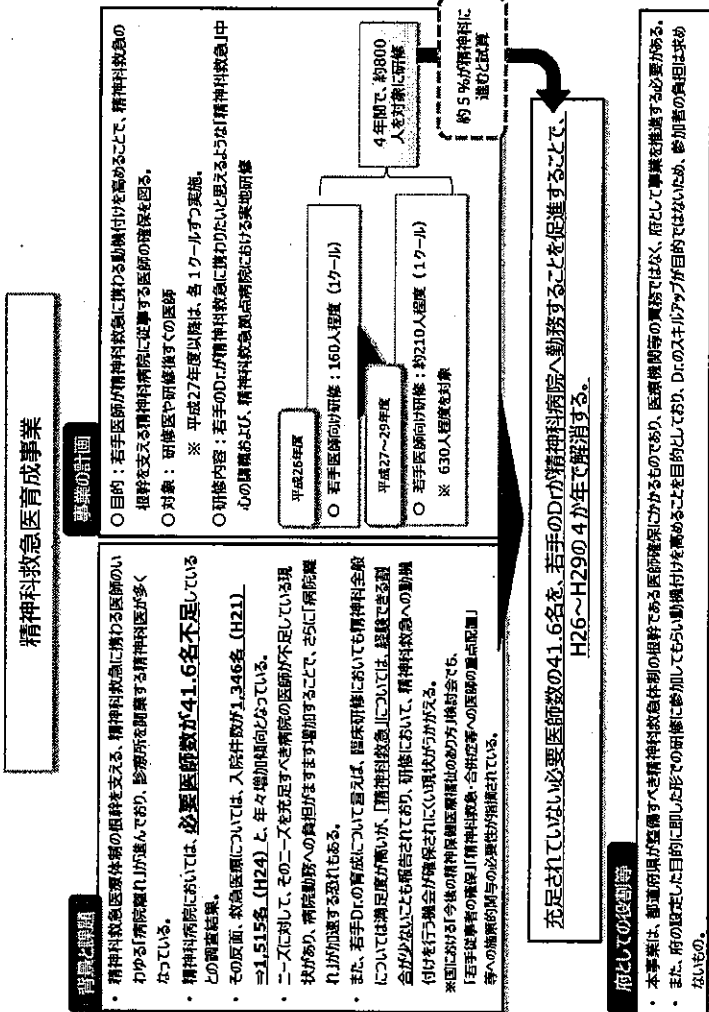
事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業									
事業名	地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 52,573千円								
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域									
事業の実施主体	大阪府（大阪府立病院機構に委託）									
事業の目標	・地域医療支援センターの運営 【事業効果】 ・医師の診療科目・地域偏在を軽減									
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日									
事業の内容	<p>○事業目的 地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながらバランスのとれた医師確保を推進する。 本事業の取り組みにより、救急医療・周産期医療をはじめとした各分野の医療提供体制の充実を図る。</p> <p>○概要 府域全体で医療提供体制を支える医師を確保するため、地域医療支援センター運営事業を実施する。 センターが個々の医師の意向も踏まえながら、適切な時期に適切な研修・指導を受け、効率的にキャリアアップが図られるように情報提供と調整を行う。こうした動きの中で地域におけるバランスのとれた医師配置を実現していく。</p> <p>【対象】 地域医療支援センター運営事業費 【人数】 専任医師2人・専従職員3人</p> <p>○執行方法 大阪府立病院機構に委託</p>									
事業に要する費用の種類	金額	総事業費 基金 国 都道府県 その他	52,573(千円)	52,573(千円)	35,049(千円)	35,049(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公民	(千円) うち受託事業等 (再掲)(注3)	(千円)
備考(注4)	52,573千円									

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業									
事業名	地域医療確保修学資金等貸与事業	【総事業費】 12,896千円								
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域									
事業の実施主体	大阪府									
事業の目標	・大阪で活躍する医師の輩出 【事業効果】 ・医師の診療科目・地域偏在を軽減									
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日									
事業の内容	<p>○事業目的 周産期や救急医療などに携わる医師の確保が非常に困難となっている現状に対応するため、これらの医療分野を志望する医学生に対し修学資金等を貸与し、将来的にこれらの分野で勤務する医師を確保する。</p> <p>○概要 周産期や救急医療などに携わる医師を確保するため、医学生に対し修学資金等を貸与する。貸与終了後一定期間、周産期母子医療センターや救命センターなど、府内の拠点医療機関に勤務することで返還を免除する。 【対象】 府内大学の医学部生 【人数】 大阪府大3名、大阪医科大学2名、関西医科大学5名 計10名</p> <p>○執行方法 直執行</p>									
事業に要する費用の種類	金額	総事業費 基金 国 都道府県 その他	12,896(千円)	12,896(千円)	8,597(千円)	8,597(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公民	(千円) うち受託事業等 (再掲)(注3)	(千円)
備考(注4)	12,896千円									

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	【総事業費】 463,153千円																				
事業名	産科小児科担当等手当導入促進事業																					
事業の対象となる医療機関となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域																					
事業の実施主体	医療機関																					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助</li> <li>産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助</li> <li>NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助</li> </ul>																					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日																					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>産科医分娩手当導入促進事業</li> <li>産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助を行う。</li> <li>産科研修医手当導入促進事業</li> <li>産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助を行う。</li> <li>新生児医療担当医手当導入促進事業</li> </ol> <p>NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助を行う。</p> <p>○概要 地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するとともに、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し新生児担当手当等を支給することなどにより、処遇改善を通じて周産期医療を充実する医療機関及び医師等の確保を図る。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>																					
事業に要する費用の額	金額	<table border="1"> <tr> <td>総事業費</td> <td>463,153(千円)</td> <td>基金充当額</td> <td>29,946(千円)</td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>91,873(千円)</td> <td>(国費)</td> <td>61,927(千円)</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>45,937(千円)</td> <td>における</td> <td>うち委託事業等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>325,343(千円)</td> <td>公民の別</td> <td>(特掲)(注3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(注2)</td> <td>1,800(千円)</td> </tr> </table>	総事業費	463,153(千円)	基金充当額	29,946(千円)	基金	91,873(千円)	(国費)	61,927(千円)	都道府県	45,937(千円)	における	うち委託事業等	その他	325,343(千円)	公民の別	(特掲)(注3)			(注2)	1,800(千円)
総事業費	463,153(千円)	基金充当額	29,946(千円)																			
基金	91,873(千円)	(国費)	61,927(千円)																			
都道府県	45,937(千円)	における	うち委託事業等																			
その他	325,343(千円)	公民の別	(特掲)(注3)																			
		(注2)	1,800(千円)																			
備考(注4)	137,810千円																					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	【総事業費】 2,700千円																				
事業名	精神科救急医育成事業																					
事業の対象となる医療機関となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域																					
事業の実施主体	大阪府(大阪精神科病院協会に委託)																					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科救急医の確保を図るため、精神科救急に携わる助機付けを高めることを目的に研修医等に対して実地研修も含む研修を実施し(平成27年度2クール)、精神科病院における精神科救急医の不足解消を図る。</li> </ul>																					
事業の期間	平成27年9月17日～平成28年3月31日																					
事業の内容	<p>○事業目的 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うこと で、精神科救急医の育成を行う。</p> <p>○概要 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うこと で、精神科救急医の育成を行う。</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会に委託</p>																					
事業に要する費用の額	金額	<table border="1"> <tr> <td>総事業費</td> <td>2,700(千円)</td> <td>基金充当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>1,800(千円)</td> <td>(国費)</td> <td>1,800(千円)</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>900(千円)</td> <td>における</td> <td>うち委託事業等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>公民の別</td> <td>(特掲)(注3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(注2)</td> <td>1,800(千円)</td> </tr> </table>	総事業費	2,700(千円)	基金充当額		基金	1,800(千円)	(国費)	1,800(千円)	都道府県	900(千円)	における	うち委託事業等	その他		公民の別	(特掲)(注3)			(注2)	1,800(千円)
総事業費	2,700(千円)	基金充当額																				
基金	1,800(千円)	(国費)	1,800(千円)																			
都道府県	900(千円)	における	うち委託事業等																			
その他		公民の別	(特掲)(注3)																			
		(注2)	1,800(千円)																			
備考(注4)	2,700千円																					

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業		
事業名	女性医師等就労環境改善事業		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪府圏域		
事業の実施主体	医療機関		
事業の目標	・「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる代替医師の人件費や研修経費等の一部を補助 【事業効果】 ・女性医師の就労環境改善による人材確保・定着		
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日		
事業の内容	○事業目的 医療機関が実施する「医師の勤務環境の改善への取組」や「出産・育児・介護等により、休職・離職した女性医師等の復職支援への取組」を支援する。本事業の取り組みにより、医師の定着を図り、安定的な医師確保に資することを目的とする。 ○概要 「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる代替医師の人件費や研修経費等の一部を医療機関に対して補助。 ○執行方法 医療機関へ補助		
事業に要する費用の種類	金額	総事業費	基金充当額
		基金	(国費)
		国	における
		都道府県	公民の別
		その他	(注2)
		272,068(千円)	9,481(千円)
		73,079(千円)	63,598(千円)
		36,540(千円)	うち多岐業務等(再掲)(注3)
		162,449(千円)	(千円)
備考(注4)	109,619千円		



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業
事業名	新人看護職員等研修事業 【総事業費】 1,598,818千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域
事業の実施主体	大阪府（大阪府看護協会に委託）、医療機関
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>新人看護職員等研修事業（新人看護職員研修、医療機関受入研修、多施設合同研修）、専任教員養成講習会、実習指導者講習会の実施</li> </ul> <b>【事業効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止</li> <li>看護職員の教育または実習施設での指導の任にあたるものに対して、必要な知識・技術を修得させ、看護教育の内容の充実等を図る</li> </ul>
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止を図る。また、看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、看護教育の内容の充実、ならびに質の向上を図る。</p> <p>○概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新人看護職員研修、医療機関受入研修事業、多施設合同研修             <ul style="list-style-type: none"> <li>新人看護職員の質の向上及び離職防止を図るため、ガイドラインに沿った研修を実施する施設に対して補助。また、研修責任者フォローアップ研修に参加させた施設に対し、その受講料の1/2相当額を追加補助。</li> <li>採用数が少ないなどの理由により、単独で研修を実施することができない病院等の新人看護職員を対象に、府内8か所で合同研修を実施。（大阪府看護協会に委託、同協会が各地域の中小規模病院の研修責任者と協働し企画・実施）</li> <li>執行方法 新人看護職員研修、医療機関受入研修事業は医療機関へ補助多施設合同研修は大阪府看護協会へ委託</li> </ul> </li> <li>専任教員養成講習会             <ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員の養成に携わるものに対して、必要な知識技術を習得させ、看護教育内容の充実、質の向上を図る。</li> <li>執行方法 大阪府看護協会へ委託</li> </ul> </li> <li>実習指導者講習会             <ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等養成所の実習施設で指導者の任にある者に対し、実習の意義、指導者の役割を理解させ、効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。</li> <li>病院以外の実習施設で次に掲げる分野について指導者の任にある者に、実習の意義、指導者の役割を理解させ、特定分野の実習における効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。</li> <li>執行方法 大阪府看護協会へ委託</li> </ul> </li> </ol>

事業に要する費用の額	金額	総事業費	基金	国	1,598,818 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公 民	22,474 (千円)
		基金	都道府県		92,429 (千円)			69,955 (千円)
		その他			46,214 (千円)			うち受託事業等 (明細) (注3)
備考 (注4)	138,643千円				1,460,175 (千円)			69,955 (千円)



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業		
事業名	看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 8,386,802千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市内圏域		
事業の実施主体	看護師等養成所		
事業の目標	・保健師、助産師、看護師養成所における養成所運営費に係る経費の一部を補助 【事業効果】 ・看護サービス向上と看護職員の定着		
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日		
事業の内容	○事業目的 保健師、助産師、看護師養成所における養成所運営費に係る経費の一部を補助することにより、看護師等養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進する。 ○概要 医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等養成所における運営費に係る経費の一部を補助する。 訪問看護ステーションへのインターンシップに取組むことを要件として基準額どおりに交付、取組まない施設は基準額に87%を乗じ、減額して交付。 ○執行方法 看護師等養成所へ補助		
事業に要する費用の額	金額	総事業費 8,386,802千円 基金 675,859千円 国 337,920千円 都道府県 7,373,043千円 その他	基金充当額 (国費) における 公 民 92,498千円 583,341千円 うち委託事業等 (所費) (注3)
備考(注4)	1,013,759千円		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	ナースセンター事業・総合ICT化事業	【総事業費】 39,187千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市内圏域	
事業の実施主体	大阪府 ※ナースセンター事業については、大阪府看護協会に、総合ICT化事業については、債権管理回収業者に委託	
事業の目標	・ナースセンター事業の運営支援 ・看護師等修学資金貸付金の債権管理業務委託を開始 【事業効果】 ・潜在看護職員の就業促進 ・看護師等修学資金貸付金のICT化推進による省力化・効率化による貸付金維持とこれによる看護職員の人材確保・定着	
事業の期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日	
事業の内容	○事業目的 ・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の就業を推進する。 ・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業支援のための各種講習会を開催する。 ・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的なICT化を推進する。 ○概要 1 ナースセンター事業 潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンターを運営。 (1)ナースバンクの実施 資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を促進するため、無料職業紹介(ナースバンク)を実施。 (2)就業協力員の配置 ナースセンター事業の効果的な運営を図るため、『就業協力員』を配置し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協力員及び相談員の増員等を行う。 (3)再就業支援講習会の開催 退職後のプログラムなどにより、再就業に不安を持つ看護職員の方を対象として、現場の実務に即した内容の講習会を開催し、現場復帰を支援。 (4)リフレッシュ研修会の実施 新卒就業後3年程度の看護職員に対し、同年代の仲間との交流を通じ、心身をリフレッシュさせ、自己啓発の意欲をもたせることにより、	

事業の区分	2 総合ICT化事業 院障防止を図る。 総合ICT化事業 看護師等修学資金貸付金債権管理委託業務 債権管理システムの構築・貸付金情報のデータ化及び債権管理経過の整理・債権管理（書類のチェック、データ入力等）業務の委託 債権回収（督促、交渉、法的整理）業務の委託				
	事業名	○執行方法 ナースセンター事業…大阪府看護協会へ委託 総合ICT化事業…債権管理、回収、収納専門会社等へ委託			
事業の区別	金額	38,187 (千円)	基金充当額 (国費) 25,191 (千円)	公	25,191 (千円)
事業の区別	基金	25,191 (千円)	国	民	うち各事業等 (特例) (注3)
事業の区別	都道府県	12,598 (千円)	都道府県		
事業の区別	その他	400 (千円)	その他		25,191 (千円)
備考 (注4)	37,787 千円				

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業 小児救急電話相談事業													
	事業名	【総事業費】 44,320 千円												
事業の区別	事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域												
事業の区別	事業の実施主体	大阪府 (株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西に委託)												
事業の区別	事業の目標	・ 電話相談を実施 【事業効果】 ・ 二次救急病院等への患者集中を緩和することによる救急病院に従事する医師の負担軽減												
事業の区別	事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日												
事業の区別	事業の内容	○ 事業目的 看護師が相談者からの電話相談に対応し、小児科医の対応が必要な場合は、協力病院の当直医等に相談のうえ、相談者に返答する。 保護者等の安心確保を図るとともに、適切な受診行動を促すことで夜間の二次救急病院等への患者集中を緩和し、救急病院に従事する医師の負担軽減を図る。 ○ 概要 子どもをもつ保護者等への相談対応 相談員に対する研修 運営協議会の開催 相談実績の分析、分析結果を踏まえた情報発信 # 80000のPR、小児初期救急医療に関する啓発 等												
事業の区別	事業に要する費用の種類	金額	総事業費	基金	国	都道府県	その他	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	民	基金	29,547 (千円)	うち各事業等 (特例) (注3)	29,547 (千円)
備考 (注4)	44,320 千円	○ 執行方法 大阪府 (株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西に委託)												

### 小児救急電話相談事業

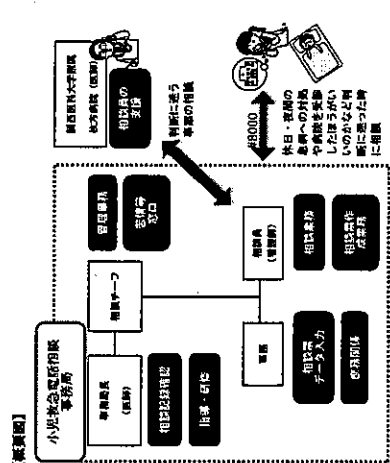
**【目的】**  
 夜間の子どもの急病時、保護者等からの「受診の目安」や「家庭での対処法」などの相談に、小児科医の受診体制のもと、看護師が対応する。  
 > 保護者等の不安を軽減し、適切な受診行動を促進  
 > 夜間の小児科二次救急病院への患者集中を軽減  
 > 救急病院に発生する医師の負担を軽減

**【事業内容】**  
 ○子どもをもつ保護者等への相談対応  
 ○相談員に対する研修  
 ○運営協議会の開催  
 ○相談支援の分析、分析結果を踏まえた情報発信  
 ○小児科救急医療に関する啓発、#8000のPR等

**【相談体制】**  
 相談時間 20時～翌朝8時(365日)  
 相談場所 #8000(05-6765-3650)  
 相談番号 20時～23時 3名(平成25年9月より体制を強化)  
 相談体制 23時～翌朝8時 2名(兼任期:3名)

**【相談件数】**

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26年度
34,894	37,650	42,430	40,875	40,363	37,680	40,160	45,167件

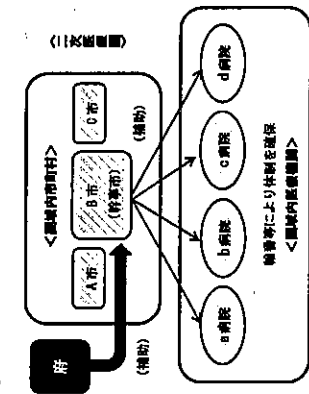


事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	小児救急医療支援事業	
事業の対象となる医療保険区域	【総事業費】 1,188,979千円	
事業の実施主体	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大塚市圏域	
事業の目標	府内市町村(二次医療圏単位)の幹事市 ・地域ブロック(11ブロック)単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を支援 【事業効果】 ・小児救急患者を受け入れる医療機関を確保 ・小児救急医療機関を支援することによる小児救急従事者の確保	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	○事業目的 休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を確保することにより、子どもの病氣、けが等の急変時に迅速かつ適切な医療を提供する。 ○概要 市町村において、地域ブロック単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を確保する事業を実施し、府は事業実施にかかる費用を補助する。 (市町村より小児救急医療を担う医療機関に対し体制確保にかかる費用を補助) ○執行方法 二次医療圏単位で幹事市へ補助	
事業に要する費用の種類	金額	総事業費 基金 1,188,979(千円) 国 98,947(千円) 都道府県 49,473(千円) その他 1,040,559(千円)
備考(※4)	148,420千円	基金充当額 (国費) 98,947(千円) における 公民の別 (※2) うち受取事業等 (両機)(※3) (千円)

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業
事業名	救急搬送患者受入促進事業 救急搬送・受入体制強化事業
事業の対象となる医療介護給付確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域
医療機関	【総事業費】 8,461,736千円
事業の主体	救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化および「大阪府傷病者の搬送及び受入の実施基準」の分析・検証等
事業の目標	【事業効果】 ・救急車が病院に到着するまでの時間短縮、救急医療体制の充実
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
事業の内容	○事業目的 救急隊員の病院選びが困難となっている患者を受入れる病院への支援や救急隊の活動・病院の受入れ状況を分析・検証することで必要な人が速やかに救急医療を受けられる体制の構築を図る。 ○概要 救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難となっている患者の受入れに協力する医療機関に対し、経費の一部を補助する。 【施設困難症例】 ①介護状態の高齢者（65歳以上） ②精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事案 ③整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15歳未満） ④まもってNET事業（※） ※5件以上の病院照会又は30分以上の現場滞在で搬送先が決まらない場合にシステムを活用し、複数の病院に一斉に受入れ要請を行う。 ○執行方法 医療機関へ補助 患者を搬送する救急隊の活動状況や受入れた病院での診断・処置などの情報を収集し、病院到着前と到着後の情報をマッチングさせた上で、課題を抽出し、救急搬送や受入れのルールの改善を行う。
事業に要する費用の額	金額 総事業費 基金 国 都道府県 その他
備考(※4)	579,000千円

小児救急医療支援事業

【概要】



【目的】

休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を確保することにより確保し、子どもの病気の発生時に迅速かつ適切な医療を提供する。

【事業の概要】

各医療圏幹事市：休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者を受け入れる医療機関を幹事等により確保し、体制確保にかかる人件費等の経費を補助  
(病院間転送情報に対する運営費補助事業)  
大阪府：上記事業の運営にかかる経費を補助

【補助基準額】

夜間	休日
18時～翌8時	8時～18時
補助基本単価 @41,148円	@41,148円
夜間加算 @19,782円	
合計(1日あたり) @60,930円	@41,148円

※医療提供体制強化事業費補助金交付要綱(小児救急医療支援事業)に基づき単価に算定

【補助対象】 二次医療圏幹事市(6区圏域+大阪市4基本医療圏)

【補助率】 大阪府(基金)2/3 市町村 1/3

【対象経費】 給付費(常勤・非常勤職員給与費、法定福利費等)

および領費費(医師報酬金)等

救急搬送・受入体制整備事業

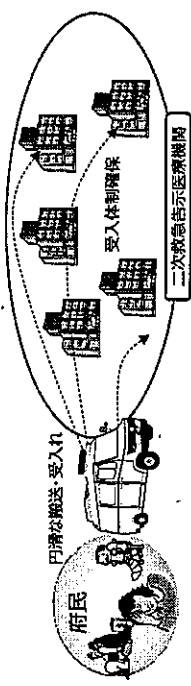
～搬送先がなかなか決まらない救急を減らすために～

【地域医療介護総合確保基金事業I】

平成 28 年度当初予算額：648,440 千円

**目的**  
 ■搬送先が決まらない救急患者を減らす

**内容**  
 ○救急搬送が困難な省令を受入れる救急病院を支援  
 救急隊が搬送先の決定に苦勞するような患者を受入れた救急病院に対し、受入件数に応じて補助。【予算額：440,000 千円】



対象となる症例	補助単価	補助率
<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護状態の高齢者 (65 歳以上) 【要介護 2 以上】</li> <li>小児傷病者 (15 歳未満) で整形外科、脳神経外科の協力が必要</li> <li>精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案</li> <li>※をもって NET (※) 事案</li> </ul>	30,000 円 (1 件につき)	1/3

※救急隊が 5 件以上の病院照会又は 30 分以上の現場滞在で搬送先が決まらない場合にシステムを活用し、複数の病院に一斉に受け入れ要請を行う。

**○救急搬送・受入の状況やルールの検証・分析**  
 救急搬送や受入のルール (大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準) の改善や、大阪府救急・災害医療システムのグレードアップに繋げるため、救急隊や病院から情報を収集し、分析等を行う。  
 【予算額：205,440 千円】  
 ・救急病院に対する情報入力委託料 162,000 千円  
 ・データ分析及びシステム改修委託料 46,440 千円

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	災害医療体制確保充実事業	【総事業費】 5,400 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府 (医療機関等に委託)	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の医療体制の確保に向け、災害医療協力病院の医療従事者に対し、初期治療やトリアージ等の基礎研修を実施</li> </ul> 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における初期治療やトリアージを行える医療従事者の確保</li> </ul>	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	○事業目的 災害時に備え、救急部門の医療従事者のみならず多くの医師等が災害医療に関する知識を習得するための研修を実施する。 ○概要 災害医療基礎研修 救急・災害医療に不慣れな医療スタッフが最低限の災害に対する知識とトリアージの手法を取得することで、災害時に入院治療を要さない被災患者が災害医療機関にたれ込むのを防ぎ、必要な患者を必要な医療機関で診療できる体制を確保できるよう研修を実施する。 ○執行方法 医療機関等に委託	
事業に要する費用の種類	金額	総事業費 基金 5,400 (千円) 国 3,600 (千円) 都道府県 1,800 (千円) その他 (千円) 基金充当額 (国費) における 公 民 公民の別 (注2) 3,600 (千円)のうち非営業費 (両席) (注3) 3,600 (千円)
備考 (注4)	5,400 千円	

平成27年度 事業概要

事業名	(10) 災害医療体制確保充実事業	関係部署名	医療対策課
目的	<p>多数傷病者が発生する南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に備え、救急部門の医療従事者のみならず多くの医師等医療従事者が災害医療に関する知識を習得するための研修を実施する</p> <p>平成26年度当初 0千円 平成27年度当初 5,400千円 (0千円) * 地域医療介護総合確保基金</p> <p>・災害医療基礎研修</p> <p>&lt;目的・背景&gt;</p> <p>○これまで、国や都道府県において災害医療に関する研修を行ってきたことで、普段から救急医療・災害医療に携わる医療スタッフの災害に対する知識や技術は一定向上したものの、普段、救急医療等に携わらない医療スタッフの「災害に対する、最低限の知識や技術」を培ってきたとは言えず、今後は、そのようなボトムアップを目的とした研修を充実させていくことが必須である。</p> <p>○南海トラフ巨大地震の被害想定(大阪府)では、約8万~9万人もの負傷者が見込まれているが、DMATをはじめとする災害時の医療資源(マンパワー)は、1,000人程度(メンバーリストは500人にも満たない)であり、圧倒的に不足している。</p> <p>&lt;実施内容・年次計画&gt;</p> <p>○救急・災害医療に不慣れた医療スタッフが最低限の災害に対する知識とトリアージの手法を習得することで、災害時に入院治療を要さない被災患者が災害医療機関にたどり着くのを防ぎ、必要な患者に必要な医療機関で診療できる体制を確保できるよう研修【初級コース】を実施する。</p>		
概要	<p>・対象:府内医療機関に従事する医師、看護師等(救急に従事する者を除く) *1組あたり医師1名、看護師2名を原則とし、1回当たり30組×年1回実施=90名</p> <p>・内容:連字「外傷初期診療ガイドライン」について、「DMATの紹介とトリアージ」 実技(トリアージ)のシミュレーション、「自施設に相応しい病院マニュアル(初上講習)」等</p>		

4 医療従事者の確保に関する事業

事業の区分	特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業	【総事業費】	70,484千円
事業名	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪府圏域		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	大阪府(大阪府医師会に委託)		
事業の主体	大阪府(大阪府医師会に委託)		
事業の目標	・夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制として、大阪府中 央急病診療所からの後送受入病院を輪番で確保 【事業効果】 ・夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制を確保		
事業の期間	平成27年4月1日~平成28年3月31日		
事業の内容	○事業目的 夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制として、大阪府中 央急病診療所対応が困難な、より緊急度、重症度の高い患者を受け入れる後 送病院を府全域で輪番制により確保することで、眼科、耳鼻咽喉科において 必要な人が速やかに適切な救急医療を受けられる体制を整備する。		
概要	○概要 協力病院の役割 眼科、耳鼻咽喉科に係る二次救急患者を輪番で受け入れる体制を確保す る。 当番日は大阪府中央急病診療所からの受入要請は必ず受け入れる。 ※体制確保にかかる医師の人的費用を体制確保費として支給 委託先:大阪府医師会の役割 協力病院のローテーションを組み込む、後送病院の確保に係る調整 後送病院ローテーション会議の開催		
事業に要する費用の類	○執行方法 大阪府医師会に委託		
金額	総事業費 70,484千円 基金 46,989千円 国 都道府県 23,495千円 その他 (FFI)	基金充当額 (国費) 46,989千円 における 公 民 公 民 公 民 の別 (注2)	(FFI) 46,989千円 うち委託事業等 (併掲) (注3) -46,989千円 (FFI)
備考(注4)	70,484千円		

特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業

【事業目的】

休日・夜間における特定科目（眼科・耳鼻咽喉科）について、大阪市中央急病診療所（初期）で対応が困難な二次救急患者を受け入れる病院を輪番で確保する。  
 →休日夜間における特定科目の二次救急医療体制を確保

【事業内容】

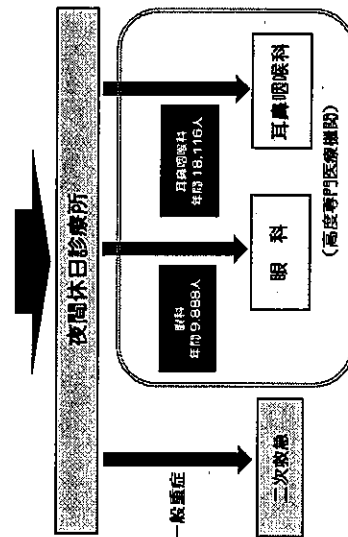
（協力病院の役割）

- ・眼科、耳鼻咽喉科に係る二次救急患者を輪番で受け入れる。  
 （1回に1病院で1床を確保）
- ・当番日は大阪市中央急病診療所からの受入要請は必ず受け入れる。  
 （発注先：大阪府医師会の役割）
- ・当番病院のローテーションに係る調整を実施。
- ・後送病院ローテーション会議を開催し、病院間の調整を図る。

【体制概要】

大阪市中央急病診療所と後送病院とで、眼科・耳鼻咽喉科の土日夜間の救急医療全体を支える。

夜間・休日の患者



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療対策協議会運営事業	【総事業費】 607千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市内圏域	
事業の実施主体	大阪府	
事業の目標	・医療対策協議会の設置・運営 【事業効果】 ・医療従事者の確保	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	○事業目的 大阪府の実情に適した効果的な医師確保策を検討する。  ○概要 救急医療、災害医療、周産期医療及び小児救急を含む小児医療等の医療従事者の確保及びその他の大阪府において必要な医療の確保に関する施策について調査審議するため医療対策協議会を設置する。  ○執行方法 直執行	
事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金 国 都道府県 その他
備考(注4)	607千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)
		405千円 (千円) うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	治験ネットワーク機能構築事業	【総事業費】 15,074千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉北圏域、大阪市内圏域	
事業の実施主体	大阪府（NPO法人に委託）	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治験ネットワーク機能を構築</li> <li>・潜在看護師等を治験・臨床研究支援業務の中核を担うCRCとして養成</li> </ul> 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・治験業務従事者の負担軽減</li> <li>・潜在看護師等の復職支援</li> </ul>	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	○事業目的 府内の基幹的な医療機関による治験ネットワーク機能を構築することで、治験業務の効率化・迅速化を進め、医療機関（治験業務従事者）の負担を軽減する。 また、潜在看護師等をCRCとして養成し「治験業務従事者の負担軽減」を図るとともに、「潜在看護師等の社会復帰」を促進する。 ○概要 ①治験ネットワークの窓口機能（治験ネットワーク内及び治験依頼者との調整、共同IRBの運営効率化のための諸整備等）を整備する。 ②潜在看護師等を対象にCRC養成研修（講義＋実務研修）を実施する。 ○執行方法 NPO法人に委託	
事業に要する費用の額	金額	基金充当額（国費） 15,074(千円)
	基金	10,049(千円)
	国	10,049(千円)
	都道府県	5,025(千円)
	その他	10,049(千円)
備考(注4)	15,074千円	

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。  
 (注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。  
 (注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	がん医療提供体制等充実強化事業	【総事業費】 972,000千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市内圏域	
事業の実施主体	がん診療拠点病院	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療拠点病院（国・府指定）が行うがんの医療機器（放射線治療機器等）及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室等の整備に伴う施設整備整備を15カ所実施</li> </ul> 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん医療体制の充実強化</li> <li>・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進</li> </ul>	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日	
事業の内容	○事業目的 高齢化に伴うがん患者数が増加する中で、多様な患者のニーズや地域に広がり、入院・外来・在宅において切れ目のないがん医療が身近な地域において提供されるためには、手術療法や放射線療法、化学療法等のがん医療提供体制を充実するとともに、がん診療拠点病院とかかりつけ医や訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関との地域医療連携体制の強化が必要である。このようことから、がん診療拠点病院の機能制の強化を図るため、かかりつけ医や訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関との連携強化や退院支援等にかかる共同カンファレンス等の実施等を支援するとともに、各圏域内における地域連携クリティカルパス運用や在宅を含む緩和医療体制等連携体制の強化を図るための取組みを支援する。 ○概要	



### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (1) 事業の内容等

事業に要する費用の額	<p>①がん医療提供体制充実強化事業 がん診療拠点病院(国・府指定)が行うがんの医療機器(放射線治療機器等)及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室等の整備に伴う施設整備整備費に対し支援する。</p> <p>②地域医療連携強化事業 地域における関係機関間の連携体制強化のため、会議や検討会等を開催するがん診療拠点病院に対し支援する。また、圏域内での地域連携クリティカルパス運用や在宅緩和医療を含む緩和医療提供体制等を構築するために各圏域に設置している「がん診療ネットワーク協議会」の運営や活動に必要な経費を支援する。</p> <p>○H26年度 486,000千円</p> <p>○執行方法 がん診療拠点病院へ補助</p>				金額	972,000(千円)	基金充当額(国費)	136,080(千円)
	基金	国	324,000(千円)	公	136,080(千円)	民	187,920(千円)	
	都道府県	162,000(千円)	公民の別(注2)				うち委託事業等(特例)(注3)	
	その他	486,000(千円)					0(千円)	
備考(注4)	486,000千円							

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	在宅医療介護ICT連携事業	【総事業費】 93,834千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	市町村、地区医師会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府下57か所で医療介護ICT連携のシステム導入を支援。</li> <li>【事業効果】</li> <li>・地域における医療と介護の多職種の情報共有による効率化</li> <li>・患者満足度の向上</li> </ul>	
事業の期間	平成27年1月1日～平成30年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的 地域に必要な多職種間の情報共有の効率化を図るため、地域一体となって関係者間で医療・介護情報を入力・参照できる医療介護ICT連携のシステム導入を支援する。</p> <p>○概要 在宅医療・介護従事者が入力した情報を共有するシステムの経費を支援。</p> <p>○内容 【対象】市町村または地区医師会 【経費】システム導入費(初期登録、工事費等)、維持・管理費(システム利用料等)、端末代</p> <p>○執行方法 市町村または地区医師会へ補助</p>	

事業に要する費用の額	金額	93,834(千円)	基金充当額(国費)における公民の別(注2)	0(千円)
	総事業費	基金 国 都道府県 その他	48,010(千円) 24,005(千円) 21,819(千円)	公 民
備考(注4)	H26: 3,996千円 H27: 18,684千円 H28: 25,300千円 H29: 24,035千円			

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。  
(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。  
(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

在宅医療介護ICT連携事業

<p><b>現状</b></p> <p>○診療所や訪問STの課題 ・病状変化時や緊急対応が必要な場合など、多職種に適切な情報を一斉に伝達できない ・多職種が関わったサービース情報を随時把握することができない ○多職種連携 ・介護サービース等を提供する高齢者について、最低限の医療情報も得ることができない</p>	<p><b>課題</b></p> <p>○今後急増する高齢者の需要に対応するため、ICTの活用が必須 ○これまで府内でも個々の診療所等がICTシステムを市町村や地区医師会との連携が図れておらず、地場地区医師会等が中心となった多職種ICTシステムの構築が重要 ※医療介護総合推進方針(注)を踏まえて実施する事業の地域における介護との連携を促す関係連携体制の構築、その事業に基金を活用していく必要がある</p>
---	---

**事業概要**

在宅医療を行う診療所  
 ○医師の診療  
・バイカル  
・多職種によるサービース  
・訪問看護  
 在宅での生活状況の把握  
 ・患者への診療日時の提供  
 市町村・地区医師会等  
 情報共有システム  
 の設置を補助  
 ヘルパー等  
 ○患者の生活状況の把握  
 ○患者の生活状況の把握  
 ○患者の生活状況の把握  
 ケアマネ  
 地域包括支援センター  
 訪問看護所  
 薬局  
 訪問ST  
 患者の生活状況の把握を知りたい  
 (例えば、介護サービス等の提供)

○在宅医療を行う多職種が情報共有を図るためのシステムの構築  
**事業概要** 地域に必要な多職種間の情報共有を促進するためのシステム構築  
**事業主体** 市町村・地区医師会等  
**補助上限** 新築:1,242千円/箇所×10箇所  
**補助対象** ①情報共有に必要な経費  
(医療介護情報システムやデータ中継用ネットワーク構築費、初期設置、工費等)  
 ②ICTの連携システムの維持管理費(ソフトウェアの更新等を含む)  
**補助率** 補助率10/10 (ただし、上記③について)  
 ○平成28年度は10箇所にて実施し、平成29年度は

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業
事業名	看護師等養成所施設整備事業 【総事業費】 1,914,664千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊島園域、三島園域、北河内園域、中河内園域、南河内園域、堺市園域、泉州園域、大阪市園域
事業の実施主体	看護師等養成所
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等学校養成所における新築、増築、改装などの施設整備に係る経費の一部を補助</li> <li>妊娠・出産・育児に関する多様な支援活動及び助産師養成のための研修を行う拠点となる施設の改修等施設整備に係る経費の一部を補助</li> <li>高齢化社会に対応できる質の高い看護職員を養成するため、「在宅看護実習室」を整備する看護師等学校養成所に対して設備整備（備品）費の一部を補助</li> </ul> 【事業効果】 看護サービスの向上と看護職員の定着
事業の期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日
事業の内容	○事業目的 看護師等学校養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進する。 ○概要 1 看護師等養成所施設整備費補助事業 ・医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等養成所における新築、増築、改装などの施設整備に係る経費の一部を補助する。 ・妊娠・出産・育児に関する多様な支援活動及び助産師養成のための研修を行う拠点となる施設の改修等施設整備に係る経費の一部を補助する。

2 看護師等養成所教育環境改善設備整備費補助事業 ・高齢化社会に対応できる質の高い看護職員を養成するため、「在宅看護実習室」を整備する看護師等学校養成所に対して設備整備（備品）費の一部を補助する。  総事業費 1,914,664千円、補助額 957,332千円  執行方法 看護師等養成所へ補助	事業に要する費用の額	金額	基金	総事業費	1,914,664(千円)	基金充当額(国費)	公	0(千円)
	備考(注4)	国	都	道	府	県	民	638,221(千円)
		その他	957,332(千円)	公民の別(注2)	0(千円)			
		H26:376,818千円 H27:347,234千円 H28:233,280千円	うち受託事業等(再掲)(注3)	0(千円)				

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該委託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	ナースセンター事業・総合ICT化事業	【総事業費】 67,146千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	ナースセンター事業…大阪府看護協会 総合ICT化事業…債権管理、回収、収納専門会社等	
事業の目標	・ナースセンター事業の運営支援 ・看護師等修学資金貸付金の債権管理業務委託を開始 【事業効果】 ・潜在看護職員の就業促進 ・看護師等修学資金貸付金のICT化推進による省力化・効率化による貸付金維持とこれによる看護職員の人材確保・定着	
事業の期間	平成26年4月1日～平成30年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の就業を推進する。</li> <li>・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業支援のための各種講習会を開催する。</li> <li>・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的なICT化を推進する。</li> </ul> <p>○概要</p> <p>1 ナースセンター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンターを運営。</li> <li>(1) ナースバンクの実施…資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を促進するため、無料職業紹介(ナースバンク)を実施。</li> <li>(2) 就業協力員の配置…ナースセンター事業の効果的な運営を図るため、</li> </ul>	

事業に要する費用の類	金額	基金	国	都道府県	その他	基金充当額(国費)における公民の別(注2)	公	民	0(千円)	44,764(千円)	44,764(千円)	うち受託事業等(特報)(注3)
	総事業費	67,146(千円)	44,764(千円)	22,382(千円)	0(千円)							
備考(注4)	H26年度	33,407千円										
	執行方法	ナースセンター事業…大阪府看護協会へ委託 総合ICT化事業…債権管理、回収、収納専門会社等へ委託										
	事業の概要	<p>め、『就業協力員』を配置し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協力員及び相談員の増員等を行う。</p> <p>(3) 再就業支援講習会の開催…退職後のプランクなどにより、再就業に不安を持つ看護職員の方を対象として、現場の実務に即した内容の講習会を開催し、現場復帰を支援。</p> <p>(4) リフレッシュ研修会の実施…新卒就業後3年程度の看護職員に対し、同年代の仲間との交流を通して心身をリフレッシュさせ、自己啓発の意欲をもたせることにより、離職防止を図る。</p> <p>2 総合ICT化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等修学資金貸付金債権管理委託業務</li> <li>・債権管理システムの構築・貸付金情報のデータ化及び債権管理経過の整理・債権管理(書類のチェック、データ入力等)業務の委託</li> <li>・債権回収(督促、交渉、収納、法的整理)業務の委託</li> </ul>										
	H26年度	33,407千円										

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。  
(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に記載すること。  
(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	在宅歯科診療のための歯科衛生士養成支援事業 (歯科衛生士養成所への施設・設備整備事業)	【総事業費】 18,234千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府内の歯科衛生士養成所学校	
事業の目標	・ 歯科衛生士養成所4校への施設・設備整備 【事業効果】 歯科衛生士の人材育成・確保	
事業の期間	平成27年1月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的 歯科衛生士の教育内容の充実に必要な施設・設備の整備に係る経費の一部を補助することにより、質の高い在宅歯科医療を提供できる人材の育成を図る。</p> <p>○概要 歯科衛生士の教育内容の充実、質の高い在宅歯科医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。主として、在宅歯科医療に特化した機器の購入を補助する。機器を整備することによって、より良い実習効果および現場へのスムーズな移行が期待出来、在宅歯科医療の現場で活躍できる歯科衛生士の就業の促進につながる。</p> <p>H26年度 2,442千円 H27年度 6,675千円 補助対象経費：在宅歯科医療に特化した最新機器の購入 (口腔ケアモデル、ポータブル吸引器、聴診器、 パルスオキシメーター)</p> <p>補助率：1/2</p>	

事業に要する費用の額	○執行方法 大阪府内の歯科衛生士養成所学校へ補助			
	金額	18,234(千円)	基金充当額(国費)における公民の別(注2)	0(千円)
	基金	6,078(千円)	都道府県	6,078(千円)
	国	3,039(千円)		
その他	9,117(千円)	うち委託事業等(注3)	0(千円)	
備考(注4)	H26: 2,442千円 H27: 6,675千円			

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち委託事業等」に記載すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

